

今元中学校空調整備工事

(建築主体工事)

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-01	工事標準仕方書（1）	A-21	教室棟校舎 1・2階平面図
A-02	工事標準仕方書（2）	A-22	教室棟校舎 改修前・後 1階天井伏図
A-03	建築改修工事特記仕様書（1）	A-23	教室棟校舎 改修前・後 2階天井伏図
A-04	建築改修工事特記仕様書（2）	A-24	教室棟校舎 改修前 断面図
A-05	建築改修工事特記仕様書（3）	A-25	教室棟校舎 改修後 断面図
A-06	建築改修工事特記仕様書（4）	A-26	教室棟校舎 改修後 矩計図
A-07	付近見取図・配置図	A-27	教室棟校舎 標準詳細図-1
A-08	管理棟校舎 1階平面図	A-28	教室棟校舎 標準詳細図-2
A-09	管理棟校舎 2・3階平面図	A-29	建具リスト-1
A-10	管理棟校舎 改修前 1階天井伏図	A-30	建具リスト-2
A-11	管理棟校舎 改修後 1階天井伏図	A-31	ローリング計画図
A-12	管理棟校舎 改修前 2階天井伏図		
A-13	管理棟校舎 改修後 2階天井伏図		
A-14	管理棟校舎 改修前 3階天井伏図		
A-15	管理棟校舎 改修後 3階天井伏図		
A-16	管理棟校舎 改修前 断面図		
A-17	管理棟校舎 改修後 断面図		
A-18	管理棟校舎 改修後 矩計図		
A-19	管理棟校舎 標準詳細図-1		
A-20	管理棟校舎 標準詳細図-2		

防衛施設周辺防音事業 工事標準仕方書（1）		Ⅱ 防音工事標準仕様書																																					
Ⅰ 防音工事標準仕方書		1. 総 則																																					
1.1 根 拠	本仕方書は、「防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱」（平成19年防衛省訓令第121号）第5条の規定に基づいて定めたものである。	1.1 適 用 範 囲	防音工事の仕様については、本仕様書によることとするが、記載のない事項については、国土交通省大臣官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備編）」、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」（以下「標準仕様書」と総称する。）並びに特記仕様書によるものとする。																																				
1.2 定 義	本仕方書は、防音工事の各種別の防音量の達成に必要な事項のみを示したものである。 各工事種別の名称は、次表のとおりとする。 <table><tr><th>工 事 種 別</th><th>名 称</th></tr><tr><td>1 級 工 事</td><td>防衛省 1級 防音工事</td></tr><tr><td>2 級 工 事</td><td>防衛省 2級 防音工事</td></tr><tr><td>3 級 工 事</td><td>防衛省 3級 防音工事</td></tr><tr><td>4 級 工 事</td><td>防衛省 4級 防音工事</td></tr></table>	工 事 種 別	名 称	1 級 工 事	防衛省 1級 防音工事	2 級 工 事	防衛省 2級 防音工事	3 級 工 事	防衛省 3級 防音工事	4 級 工 事	防衛省 4級 防音工事	1.2 設計図書の優先順位	現場説明書（回答書を含む。）、特記仕様書、防音工事標準仕様書、設計図及び標準仕様書の間において、その内容に相違がある場合の優先順位は、原則として次のとおりとする。 第1位 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書 第2位 特記仕様書 第3位 防音工事標準仕様書 第4位 設計図 第5位 標準仕様書																										
工 事 種 別	名 称																																						
1 級 工 事	防衛省 1級 防音工事																																						
2 級 工 事	防衛省 2級 防音工事																																						
3 級 工 事	防衛省 3級 防音工事																																						
4 級 工 事	防衛省 4級 防音工事																																						
1.3 適 用	実施設計に当たっては、本仕方書から該当する事項を選出して行うものとし、該当事項を列挙した特記仕様書を作成するものとする。 また、防音工事の標準仕方（以下「防音仕様」という。）以外の仕様については、国土交通省大臣官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備編）」、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」等を準用するものとする。ただし、特別な事情により、これらの仕様書により難しい事項については、補助事業者が地方防衛局長（東海防衛支局長を含む。以下同じ。）と協議の上、これを処理するものとする。	1.3 防音量の測定に対する協力	工事中又は完成後に、建築主又は工事監督者が、防音量及び消音装置その他の設備の効果の測定を行う場合には、請負者はこれに協力するものとする。																																				
1.4 定めのない音響材料又は防音仕様	本仕方書に定めのない音響材料又は防音仕様を採用する場合は、理由、名称、構造、仕様、詳細図、見本、製造者名、日本工業規格（JIS規格）、材料検査成績、音響特性（公的試験所、研究所等の試験成績書添付）等の必要事項を記載した文書により、地方防衛局長等の承認を受けるものとする。	2.1吸音材料等	ロックウール吸音材、ロックウール化粧吸音板、グラスウール吸音材、吸音用あなきせっこうボードはJIS A 6301「吸音材料」の規格品とし、次表に適合するものとする。 <table><tr><th colspan="2">種 別</th><th>密 度 kg/m3</th><th>厚さ mm</th><th>吸音率</th><th>適 用</th></tr><tr><td>ロックウール吸音材</td><td>ロックウール吸音フェルト</td><td>40</td><td>25</td><td>0.7M</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">ロックウール化粧吸音板</td><td>—</td><td>9</td><td>0.5M</td><td></td></tr><tr><td>グラスウール吸音材</td><td>グラスウール吸音フェルト16K</td><td>16</td><td>40</td><td>0.7M</td><td></td></tr><tr><td></td><td>グラスウール吸音ボード48K</td><td>48</td><td>40</td><td>0.9M</td><td></td></tr><tr><td>吸音用あなきせっこうボード</td><td>φ6-22</td><td>—</td><td>9.5</td><td>0.3U</td><td>地盤等を点ばりしたもの</td></tr></table>	種 別		密 度 kg/m3	厚さ mm	吸音率	適 用	ロックウール吸音材	ロックウール吸音フェルト	40	25	0.7M		ロックウール化粧吸音板		—	9	0.5M		グラスウール吸音材	グラスウール吸音フェルト16K	16	40	0.7M			グラスウール吸音ボード48K	48	40	0.9M		吸音用あなきせっこうボード	φ6-22	—	9.5	0.3U	地盤等を点ばりしたもの
種 別		密 度 kg/m3	厚さ mm	吸音率	適 用																																		
ロックウール吸音材	ロックウール吸音フェルト	40	25	0.7M																																			
ロックウール化粧吸音板		—	9	0.5M																																			
グラスウール吸音材	グラスウール吸音フェルト16K	16	40	0.7M																																			
	グラスウール吸音ボード48K	48	40	0.9M																																			
吸音用あなきせっこうボード	φ6-22	—	9.5	0.3U	地盤等を点ばりしたもの																																		
1.5 図 書 の 作 成	本仕方書に基づく工事の設計図書は、全て横書きとし、A4版左とじて製本するものとする。	2.2 せっこうボード	せっこうボードは、JIS A 6901「せっこうボード製品」の規格品とし、次表に適合するものとする。 <table><tr><th>材 料</th><th>厚 さ（mm）</th></tr><tr><td>せっこうボード</td><td>9.5</td></tr></table>	材 料	厚 さ（mm）	せっこうボード	9.5																																
材 料	厚 さ（mm）																																						
せっこうボード	9.5																																						
2.1 所要 防 音 量	各工事種別の防音量は次表のとおりとし、125Hzから4,000Hzまでのオクターブバンドの中心周波数における内外音圧レベル差の平均値とする。 <table><tr><th>工 事 種 別</th><th>防 音 量</th></tr><tr><td>1 級 工 事</td><td>35dB以上</td></tr><tr><td>2 級 工 事</td><td>30 "</td></tr><tr><td>3 級 工 事</td><td>25 "</td></tr><tr><td>4 級 工 事</td><td>20 "</td></tr></table>	工 事 種 別	防 音 量	1 級 工 事	35dB以上	2 級 工 事	30 "	3 級 工 事	25 "	4 級 工 事	20 "	2.3 合 板	合板は、合板の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第233号）に規定する普通合板で、接着の程度は2類、樹種はラワン又はなしとし、厚さ5.5mm以上のものとする。																										
工 事 種 別	防 音 量																																						
1 級 工 事	35dB以上																																						
2 級 工 事	30 "																																						
3 級 工 事	25 "																																						
4 級 工 事	20 "																																						
2.2 適音構成計画	騒音防止を必要とする室（以下「施工室」という。）の所在する棟を適音音構成上の1区画となるよう計画する。	2.4 せん孔合板	a せん孔合板は、2.3に定める合板にせん孔したものと b せん孔合板は、孔内面に裁断屑を残さずあなけ状態が良好なものである。 c 開孔率は、5%以上とする。																																				
2.3 建具の適音量	開口部の設計及び建具の選定に当たっては、開口部の占める面積、建具の構造等を十分検討する。 各種建具の適音量は、次表のとおりとする。 <table><tr><th>区分</th><th>建 具 別</th><th>適 音 量 (平均値)</th></tr><tr><td>1</td><td>金属製一部二重気密建具（可動部（10）、固定部（10+5））</td><td>35dB以上</td></tr><tr><td>2</td><td>金属製一部二重気密建具（可動部（8）、固定部（5+5））</td><td>33 "</td></tr><tr><td>3</td><td>区分4の金属製気密建具（5）木製気密建具（3）、又は金属製普通建具（3）の二重建、建具間吸音層付</td><td>33 "</td></tr><tr><td>4</td><td>金属製気密建具（5）</td><td>28 "</td></tr><tr><td>5</td><td>金属製気密建具（5）</td><td>25 "</td></tr><tr><td>6</td><td>金属製普通建具（3）</td><td>18 "</td></tr><tr><td>7</td><td>木製気密建具（3）</td><td>15 "</td></tr></table>	区分	建 具 別	適 音 量 (平均値)	1	金属製一部二重気密建具（可動部（10）、固定部（10+5））	35dB以上	2	金属製一部二重気密建具（可動部（8）、固定部（5+5））	33 "	3	区分4の金属製気密建具（5）木製気密建具（3）、又は金属製普通建具（3）の二重建、建具間吸音層付	33 "	4	金属製気密建具（5）	28 "	5	金属製気密建具（5）	25 "	6	金属製普通建具（3）	18 "	7	木製気密建具（3）	15 "	2.5 掲示板用壁紙	掲示板用壁紙は、JIS A 6921「壁紙」の規格品とし、掲示板用のものとする。												
区分	建 具 別	適 音 量 (平均値)																																					
1	金属製一部二重気密建具（可動部（10）、固定部（10+5））	35dB以上																																					
2	金属製一部二重気密建具（可動部（8）、固定部（5+5））	33 "																																					
3	区分4の金属製気密建具（5）木製気密建具（3）、又は金属製普通建具（3）の二重建、建具間吸音層付	33 "																																					
4	金属製気密建具（5）	28 "																																					
5	金属製気密建具（5）	25 "																																					
6	金属製普通建具（3）	18 "																																					
7	木製気密建具（3）	15 "																																					
2.4 金属製気密建具	a 窓建具は、原則として開放部を片引きとし、その開放面積開口面積の50%以内とする。 b 排煙口を必要とする場合には、建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する面積を有し、その適音量は対応する建具のそれを下回らないものとする。																																						
2.5 ガラスブロック	開口部に使用するガラスブロックは、JIS A5212「ガラスブロック（中空）」に合格したものであって、その適音量は対応する建具のそれを下回らないものとする。																																						
2.6 室内吸音構成計画	施工室内の内部仕上げは、別表「設計計画表」によるものとする。																																						

	備考	承認覧	工事名称 今元中学校空調整備工事	図面名称 防衛施設周辺防音事業工事標準仕方書（1）
			OKANO ARCHITECTS OFFICE 一級建築士事務所 有限会社 岡野設計事務所 福岡県行橋市北東五丁目12番6号	尺度 図面番号 A-01
				日付

防衛施設周辺防音事業

工事標準仕方書（２）

3.1 木 工 事

3.1.1 壁鋼縁組

3.2 金属製建具工事

3.2.1 材 料

3.2.2 加工及び表面処理

3.2.3 金 具

3.2.4 性 能

3.2.5 気密機構

3. 工 事 仕 様

吸音用あなきせっこうボード、合板、せん孔合板の下の壁鋼縁組は、原則として4 5 mm×4 5 mmの重木材を4 5 5 mm間隔に水平に取り付け、垂直に4 5 mm×4 5 mm/2の貫材を4 5 5 mm間隔に表面をそろえて組むものとする。壁鋼縁のコンクリート壁への添付け工法は、「建築工事監理指針（下巻）」（国土交通省大臣官房官庁審議課監修）の壁及び天井地下に関する事項によるものとする。

金属製気密建具に使用する材料は、次表に掲げる規格に適合するものとする。

鋼製気密建具	枠、戸及びアンカー	鋼	JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」 JIS G 3131「熱間圧延軟鋼板及び鋼帯」及びJIS G 3141「冷間圧延鋼板及び鋼帯」に規定する形鋼及び鋼板又はこれらにりん酸塩その他の処理をしたもの。 JIS G 3302「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」に規定する鋼板で、亜鉛の最少付着量は両面で120 g/m ² 以上のもの。 JIS G 3131又はJIS G 3141に規定する鋼板にJIS H 8610「電気亜鉛めっき」に規定するEo-Fe/Zn2以上の処理をしたもの。 JIS G 3302「溶融亜鉛めっき鋼板および鋼帯」及びJIS G 3313「電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」に規定する鋼板で、亜鉛の最少付着量は両面で120 g/m ² 以上のもの。
		ステンレス鋼	JIS G 4304「熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304。 JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304。
アルミニウム合金製気密建具	枠及び戸	アルミニウム合金	JIS H 4100「アルミニウム及びアルミニウム合金押出型材」に規定するA6063S。 JIS H 4000「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」に規定するA1100 P、A1200P、A3003P、A3203P、A5005P、A1050P又はA5052P。
	枠及び戸の補助材料	アルミニウム合金	JIS H 4100に規定するA6063S。 JIS H 4000に規定するA1100P、A1200P、A3003P、A3203P、A5005P、A1050P又はA5052P。
		ステンレス鋼	JIS G 4305に規定するSUS304。
		鋼	JIS G 3131又はJIS G 3141に規定する鋼板を用い、アルミニウム合金との接触腐触を起こさないように表面処理をしたもの。 JIS G 3302帯」に規定する鋼板で、亜鉛の最小付着量は両面で120g/m ² 以上のもの。
	アンカー	鋼	JIS G 3131又はJIS G 3141に規定する鋼板を用い、アルミニウム合金との接触腐触を起こさないように表面処理をしたもの。

金属製気密建具の加工及び表面処理は、JIS A 4702「ドアセット」又はJIS A 4706「サッシ」に定めるもののほか、次のとおりとする。
a 鋼製気密建具の切断、溶接、ビス止め等の材料損傷箇所は、ジンクリッチペイントなどにより処理し、JIS K 5629「鉛酸カルシウムさび止めペイント」に規定する塗料又はこれらと同等以上のさび止め性能を有する塗料2回塗りとする。
b アルミニウム合金製気密建具の被膜処理は、JIS H 8602「アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合被膜」に規定する被膜塗膜の種類別又はこれと同等以上の性能をもつ表面処理を施すものとする。

特に、摩耗運動の激しい部分は、JIS H 3250「鋼及び鋼合金の棒」に規定するC2600、C2700又はC2800の鋼合金、JIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」に規定するS45C又はS48Cの焼入鋼或いはJIS G 4303「ステンレス鋼棒」又はJIS G4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304のステンレス鋼を使用するものとする。
取り付けねじ類は、JIS G 4303「ステンレス鋼棒」、JIS G 4308「ステンレス鋼線材」、JIS G 4314「ね用ステンレス鋼線」若しくはJIS G 4315「冷間圧造用ステンレス鋼線」に規定するステンレス鋼又はニッケルクロムめっきを施したJIS G 3505「軟鋼線材」に規定する軟鋼線材を使用するものとする。なお、アルミニウム合金製気密建具に使用するねじ類等には、接触腐触を起こさない材料を使用するか又は表面処理を施したものを使用するものとする。
なお、防火設備に使用する引き寄せハンドル及び受にステンレス鋼を使用する場合は、JIS G 5121「ステンレス鋼鋳鋼品」に規定するステンレス鋼鋳鋼品とする。

金属製気密建具の性能は、JIS A4702又はJIS A 4706に定める耐風圧性の等級S－5以上、気密性の等級A－4及び水密性の等級W－5以上に適合するものとする。

a 金属製気密建具の気密機構は、建具の可動部に設けた2個の引き寄せハンドルとこれに連動する框に隠べいた連動棒により、建具を窓枠に固定できる構造とする。
建具の固定箇所は閉鎖時において、可動部の高さが1. 2 m未満のものにあっては4箇所、1. 2 m以上のもの及び1. 2 m未満でも気密保持

3.2.6 建具廻りのモルタル充填

3.3 木製建具工事

3.3.1 材 料

3.3.2 製 作

3.3.3 気密締金具

3.3.4 気密パッキング

3.3.5 気密パッキング取り付け

3.4 ガラス工事

3.4.1 ガラス止め

3.4.2 工 法

3.5 内装工事

3.5.1 グラスウール吸音ボード張り

3.5.2 成形板張り

3.5.3 下地合板張り

3.5.4 揭示板用壁装材張り

3.6 雑工事

3.6.1 建具間吸音層

3.6.2 消音自然換気口

3.6.3 ガラリ排気口

のため特に必要なのは6箇所とする。

ただし、区分5金属製気密建具の気密機構は、引き寄せハンドルとこれに連動する框に隠べいた連動棒により、建具を窓枠に固定できる構造とするか、又は閉鎖繰り返し試験（JIS A 1550「サッシの開閉繰り返し試験方法」）に規定する開閉操作に、クレセントが掛かる状態まで建具を閉じる条件を追加したものを用いる。）等による試験報告書等で遮音性能を長期間担保できることが確認されたものとする。

b 金属製気密排煙窓建具は、排煙口として必要な機能を有するとともに、可動部2箇所以上で引き寄せ固定できる機構とする。

c 金属製気密出入口建具の気密機構は、内外より操作及び施設が可能なレバーハンドルに連動する框に隠べいたグレモン棒により、建具を出入口枠に固定できる構造とし、建具の固定箇所は、閉鎖時において、開き戸にあっては3箇所以上、引き戸にあっては6箇所以上、両引き戸にあっては9箇所とする。なお、グレモン棒りは、建具の開放時において、原則として作動しない機構とする。また、両開き戸については、片方の扉は上げ落し及び必要に応じてレバーハンドルを設ける。

d 金属製気密建具の枠と可動部のすき間は、有効なパッキングにより、四周が完全に密着して気密性が十分保てる構造とする。

e 金属製気密出入口建具で両面フラッシュの場合には、表面板の厚さを各々1.6mm以上とし、框及び表面板内部にロックウール吸音材又はグラスウール吸音材を充填する。

建具回りのモルタル充填は、内外から十分に行うものとする。また、くつづり、下格等のモルタル充填の困難な箇所は、あらかじめ裏面に鉄線等を取り付けておき、モルタル詰めを行った後、建具等を取り付けるものとする。

木製気密建具に使用する樹種は、杉、ひのき、ラワン等で狂いの少ない乾燥材とする。

a 木製気密建具の見込寸法は、窓建具は3 3mm以上、出入口建具は3 6mm以上とし戸当たり部分には戸じゃくりを施すものとする。

b 木製気密建具は、框回りに必要以上のすき間が生じることのないよう、原寸実測により製作するものとする。

c 木製気密出入口建具でフラッシュドアとする場合には、表面板の厚さが5. 5mm以上とし、框戸とする場合には、鏡板の厚さが9mm以上の合板とする。なお、樹種は、ラワン又はしなとする。

a 気密締金具は、引違い木製気密建具を単純な動作により左右に2mm程度、召合せ部分において前後に3mm以上移動させる機構を有するものとする。

b 材料は、砲金製とし、特に摩耗の激しい部分は、焼入鋼を使用するものとする。

c 気密締金具は、作動によって木製気密建具の戸当たり及び召合せ部分が完全に密着するような位置に、無理の生じないように取り付けけるものとする。

気密パッキングは、植毛ゴム又はこれと同等以上のゴムパッキングとする。植毛用繊維はビスコース又はナイロンを使用し、容易に脱毛しないものとし、温度変化、飽水等に特に耐久性の大きいものとする。

a 気密パッキングは、木製気密窓建具にあっては、戸当たり及び召合せ部分は施設しない状態においてすき間を生じないよう下框部分は施設した状態においてすき間を生じないようまた木製気密出入口建具にあっては、戸当たり、召合せ及び下框部分とも施設しない状態においてすき間が生じないように取り付けけるものとする。

b 植毛ゴムパッキングの取り付けは、接着部分全面に接着剤を塗布したうえ、押え金により取り付けけるものとする。

a 鋼製気密建具にあっては、シーリング材、アルミニウム合金製建具にあっては、シーリング材又はガスケット止めとし、気密性が十分保てるようにはめ込むものとする。

b 木製気密建具にあっては、数パテのうえ、パテ止め又はパテ鋼いによるはめ込みとする。

シーリング材の充填は、クッション材を敷込み、ガラスをみぞの中央に保ち行う。特に、ハンドルの裏側の部分は注意して充填する。

グラスウール吸音ボードは、システム天井により張り上げるものとする。

ロックウール化粧吸音板は、厚さ9. 5mmのせっこうボード下地材として張り上げるものとする。

揭示板用壁装材下地とする場合の合板張りは、突付けにより継ぎ目が平滑になるようにし、釘は頭つぶしのうえ、合板表面を損傷しないように打ち付けるものとする。

揭示板用壁装材張りは、下地合板の継ぎ目を平滑にし、釘頭はニス等で防錆処理をする。下地合板全面にシーラー等であく止め処理をし、継ぎ目をパテ処理の上、斑、しわ等のないように張り上げるものとする。

a 建具間吸音層は、外壁に設けるものとし、内外建具間隔は2 5 0mmから3 0 0mm程度とするものとする。

b コンクリート面に接して設ける場合以外は、厚さ9. 5mmのせっこうボードを下地とし、その上に厚さ2 5mmのロックウール吸音材又は厚さ4 0mmのグラスウール吸音材を張り、表面には2.4に規定するせん孔合板を張るものとする。

a 消音自然排気口は、厚さ9. 5mmのせっこうボードを、木材を骨子として、空気の出入口を除きすき間なく張り、内面に厚さ2 5mmのロックウール吸音材又は厚さ4 0mmのグラスウール吸音材を＃2 0程度の亀甲金網で押さえ取り付けけるものとする。

b 空気の出入り口には、排気量を考慮して適切なルーバーを設けるものとする。ルーバーは脱着可能な構造とする。

施工室に設けるガラリ排気口は、排気量を考慮して適切なルーバーを設けるものとする。

備考

承認覧

工事名称
今元中学校空調整備工事

図面名称
防衛施設周辺防音事業工事標準仕方書（２）

ORAND ARCHITECTS OFFICE
一級建築士事務所
岡野設計事務所
有限会社
岡野設計事務所
福岡県行橋市北浜五丁目12番6号
TEL 0930-23-0412

図面番号
A-02

[illegible]

[illegible]

⑥	(1)	内装改修工事	
⑥	(2)	内装改修工事 金属工事	
⑥	(3)	内装改修工事 ユニット及びその他工事	

[illegible]

30. 新聞受・郵便受	()	7. 塗装	31. 木製家具 家具専門メーカーの製作品とします。	つや有合成樹脂 エマルジョンペイント塗り (EP-G)	(表7.9.1)～(表7.9.4)	8. 耐震改修工事	17. 鋼材の種類 材質 ※JIS等の規格品 ・ 建築基準法に基づき指定又は認定を受けた構造用鋼材及び鉄鋼種類 ・ SS400 ・ () ・ () 寸法 ※図示 18. 高力ボルト ※トルシア形高力ボルト指定、認定品セットの種類※2種 (S10T 型 (※図示) ・ JIS形高力ボルトJIS B 1186 セシテ種10T 型 (※図示) ・ 溶融亜鉛メッキ高力鋼材と認定品セットの種類※1種 (FBT 相違) (※図示)
32. 収納・収納家具	合板類 ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ () ミディアムデンシティファイバーボード (MFD) 及びパーティクルボード ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ()	33. 施工中の安全管理 接着剤及び塗料の配付にあたっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間を取るものとする。また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。	7. 材料 屋内の壁及び天井の塗装仕上げ材は、建築基準法に基づき防火材料の指定又は認定を受けたものとする。 (7.1.3) 塗料は、トルエン等の含有量が少ない規格品とする。 ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ()	合成樹脂 エマルジョンペイント塗り (EP)	(表7.10.1)	19. 溶接部の検査 (8.14.11)	20. スタッド溶接後の試験 ※外観試験 ※仕上がり高さ及び傾きの試験 ※打穿曲げ試験
34. 改修工事	2. 塗装業者 (社) 日本塗装工業会の会員※監督員の承諾する塗装業者	3. 下地調整 (表7.2.1)～(表7.2.7)	4. 錆止め塗料塗り (表7.3.1)～(表7.3.2)	合成樹脂 エマルジョンペイント塗り (EP-T)	(表7.11.1)	21. 耐火被覆の種類及び性能	22. スリット スリットの種類 ※完全スリット ・部分スリット ・幅 (50 mm 以下) (※図示) ・耐火材 (仕様) (仕様箇所 ※図示) ・遮音材 (仕様) (仕様箇所 ※図示)
35. 改修工事	5. 合成樹脂調合 ペイント塗り (SOP)	6. クリヤラッカー塗り (CL)	7. フタル酸樹脂 エナメル塗り (FE)	8. アクリル樹脂系 非水分散形塗料塗り (NAD)	(表7.4.1)～(表7.4.3)	23. あと施工アンカー 種類 ・ 金属系アンカー 引張耐力 (せん断耐力) 径 (埋込み深さ (※図示) セット方式 (※本体打込み式 接合筋 (種類) 径 長さ ・ 接着系アンカー (※カプセル型) 引張耐力 (せん断耐力) 径 (埋込み深さ (※図示) アンカー筋の種類 (※異形棒鋼) 性能確認試験 ・ 適用する ※適用しない 穿孔前の埋込配管等の探査 範囲 ※全て 図示 施工確認試験 ※引張り試験 (確認強度)	(8.2.2)
36. 改修工事	9. アクリル樹脂 エナメル塗り (AE)	10. 2液形ポリウレタン エナメル塗り (2UE)	10. アクリルシリコン樹脂 エナメル塗り (2ASE)	(表7.7.1)	(表7.5.1)	9. コンクリートの強度 (8.1.4)	10. レディーミストコンクリートの種類 (8.1.3)
37. 改修工事	11. 常温乾燥型ふっ素樹脂 エナメル塗り (2FUE)	(表7.6.1)～(表7.6.2)	(表7.8.1)	(表7.9.1)～(表7.9.3)	(表7.10.1)～(表7.10.3)	11. スラング (8.1.4)	12. 普通コンクリートの割合 (8.1.4)
38. 改修工事	12. 鉄骨製作工場 (8.1.5)	(表7.11.1)～(表7.11.3)	(表7.1.1)	(表7.2.1)～(表7.2.7)	(表7.3.1)～(表7.3.2)	13. セメントの種類 (8.2.5)	14. 打放し仕上げの種類 (表8.2.7) (8.2.6)
39. 改修工事	13. セメントの種類 (8.2.5)	14. 打放し仕上げの種類 (表8.2.7) (8.2.6)	15. モルタル及びグラウト材 (8.2.10) (8.5.10)	16. 鉄骨製作工場 (8.1.5)	17. 鋼材の種類 (8.2.7)	18. 高力ボルト (8.2.9)	19. 溶接部の検査 (8.14.11)
40. 改修工事	14. 打放し仕上げの種類 (表8.2.7) (8.2.6)	15. モルタル及びグラウト材 (8.2.10) (8.5.10)	16. 鉄骨製作工場 (8.1.5)	17. 鋼材の種類 (8.2.7)	18. 高力ボルト (8.2.9)	19. 溶接部の検査 (8.14.11)	20. スタッド溶接後の試験 (8.15.5)
41. 改修工事	15. モルタル及びグラウト材 (8.2.10) (8.5.10)	16. 鉄骨製作工場 (8.1.5)	17. 鋼材の種類 (8.2.7)	18. 高力ボルト (8.2.9)	19. 溶接部の検査 (8.14.11)	20. スタッド溶接後の試験 (8.15.5)	21. 耐火被覆の種類及び性能
42. 改修工事	16. 鉄骨製作工場 (8.1.5)	17. 鋼材の種類 (8.2.7)	18. 高力ボルト (8.2.9)	19. 溶接部の検査 (8.14.11)	20. スタッド溶接後の試験 (8.15.5)	21. 耐火被覆の種類及び性能	22. スリット (8.2.2)
43. 改修工事	17. 鋼材の種類 (8.2.7)	18. 高力ボルト (8.2.9)					

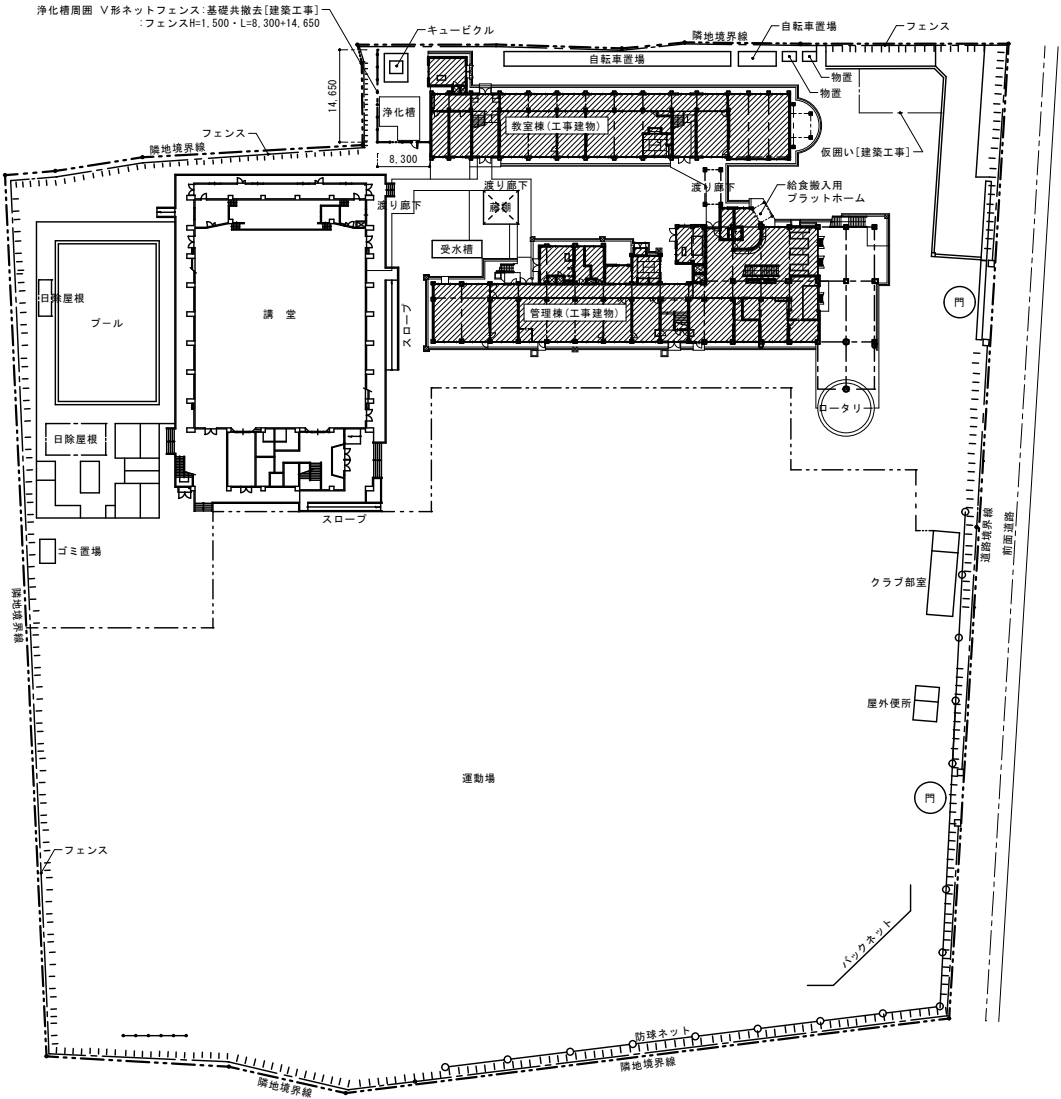
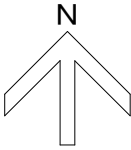


工事場所：行橋市立 今元中学校
行橋市今井896番地の1

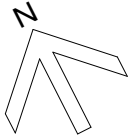
付近見取図

共通事項

- ※ 工事期間中、生徒・職員の安全に努めること。
- ※ 仮設物・仮囲い・現場事務所等の設置場所については、施設関係者及び監督員と協議して決定する事。
- ※ 敷地内の車両の通行に際しては、最徐行とし歩行者の安全に努める事。
- ※ 仮囲い等の進入口は鍵付とし、原則として工事関係者以外の立ち入り禁止措置を行う事。
- ※ 工事完了後は、仮囲い内の整地を行う事。



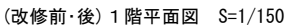
配置図 S=1/600

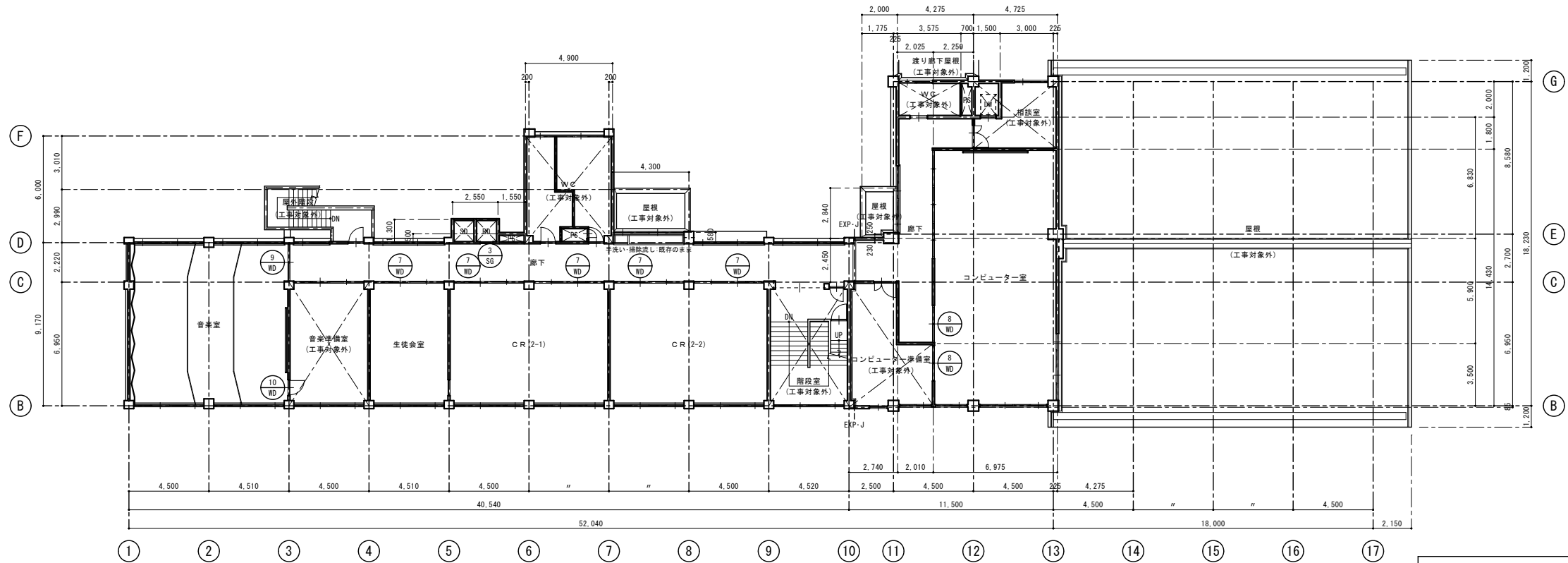


OKANO ARCHITECTS OFFICE 一級建築士事務所 有限会社 岡野設計事務所 福岡県行橋市北泉五丁目12番6号				DRAWN BY 一級建築士 栗114155号 CHECKED BY 義経 真治 TEL 0930-23-0412		工事名称 今元中学校空調整備工事 工事場所 福岡県行橋市今井896番地の1 図面名称 付近見取図・配置図		DATE SCALE S=1:600	DRAWING NO. A-07
---	--	--	--	---	--	--	--	--------------------------	---------------------

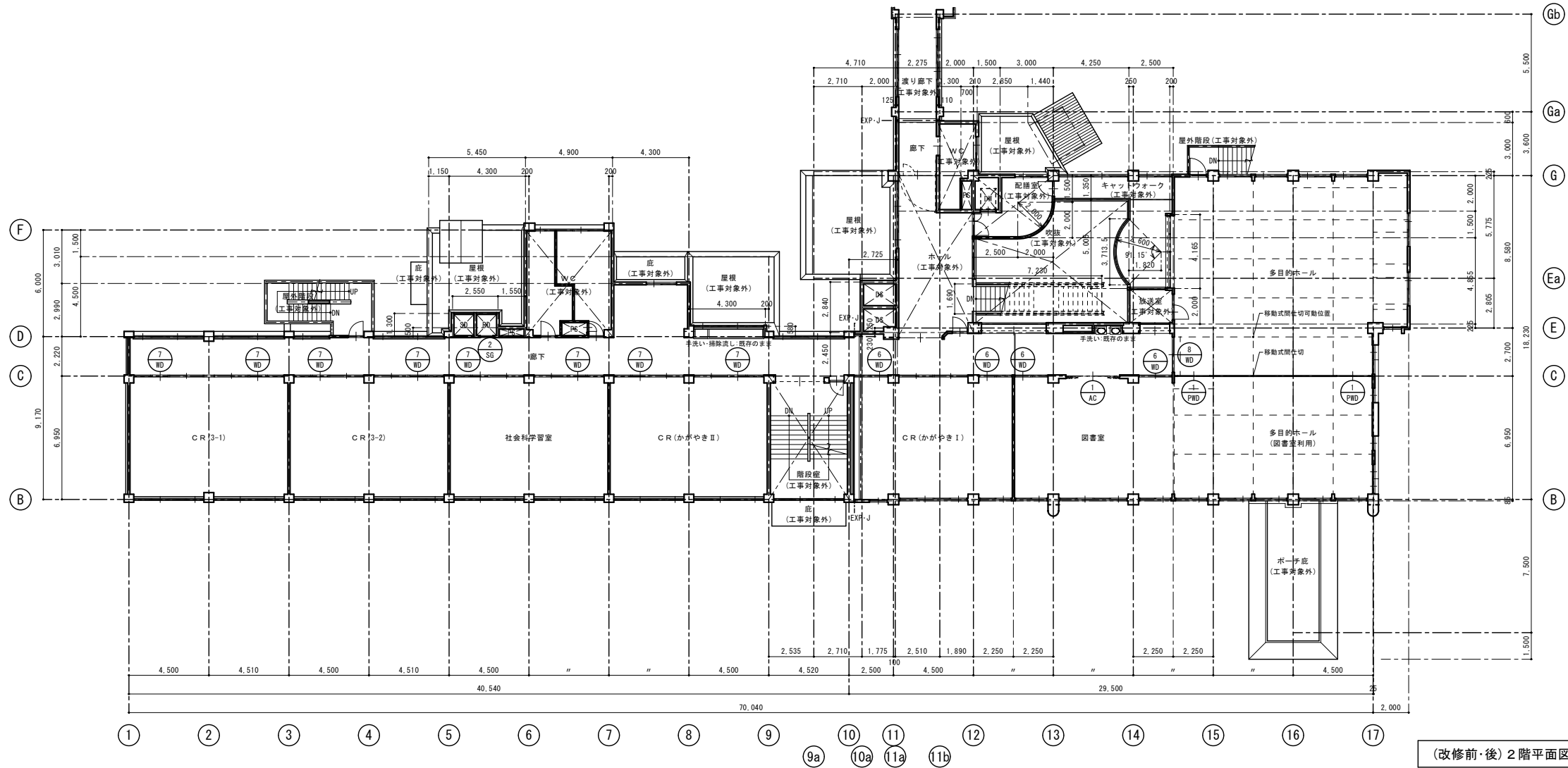
機械室基礎撤去リスト			
符号	W×D×H		
KF1	650	×	1,160 × 150
KF2	170	×	200 × 120 × 6ヶ所
KF3	550	×	1,280 × 210
KF4	1,710	×	3,000 × 210
施工内容	コンクリート機械基礎撤去(周面カッター入) 撤去部分モルタル金ごて押え新設		

- ※ 工事期間中、生徒・職員の安全に務め、廊下等の避難経路を確保する事。
- ※ 仮設物・仮囲い等の設置場所については、施設関係者及び監督官と協議して決定する事。
- ※ 工事対象通路になる部分の工事は、学校の授業の無い日に工事する事。
- ※ 廊下等通路になる部分の天井及び壁等を撤去後は、危険防止措置をし安全を充分確保する事。
- ※ 工事対象室の床・壁等は、養生・整理清掃を行う事。(天井撤去時の埃等は、散らばらない様に注意して作業する事。)
- ※ 工事対象室までの工事用搬入出路になる、工事対象外の階段等は、幅1m程度、養生・整理清掃を行う事。
- ※ 1階職員室は、天井を部分改修とし、工事中も極力使用できる様配慮する事。
- ※ 2階13通り～17通り+2,000間の切妻屋根の範囲は、簡易型移動式足場に施工事。(2階多目的ホール及び図書室の移動式間仕切りハンガーレール及びカバー・扉材等は既存のままのため、同既存部材を損傷させないように注意しながら作業する事。)
- ※ 3階コンピュータ室は、施工時に室内のパソコンに影響を与えないよう全面に棚足場を設置し、棚足場上部を全面ブルーシートで養生する事。または移動させる事。
- ※ 改修工事のため、各部を施工・制作前に調査・実測のうえ、施工・制作を行う事。





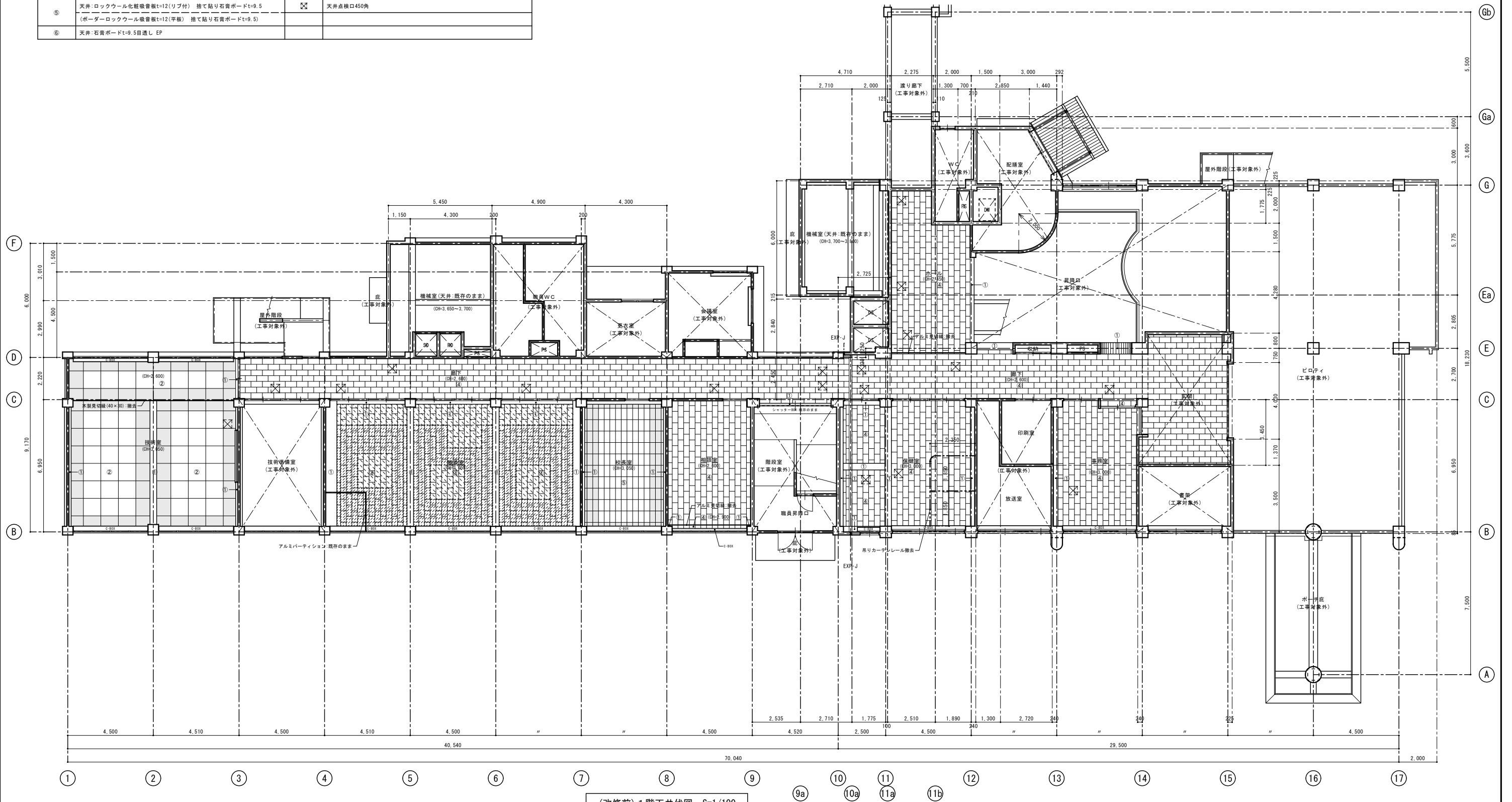
(改修前・後) 3階平面図 S=1/150



(改修前・後) 2階平面図 S=1/150

OKANO ARCHITECTS OFFICE 一級建築士事務所 有限会社 岡野設計事務所 福岡県行橋市北泉五丁目12番6号		一級建築士 栗114155号 義経 真治 TEL 0930-23-0412		DRAWN BY CHECKED BY	工事名称 今元中学校空調整備工事 工事場所 福岡県行橋市今井896番地の1 図面名称 管理棟校舎 2・3階平面図	DATE SCALE S=1:150	DRAWING NO. A-09
---	--	---	--	------------------------	---	--------------------------	---------------------

改修前凡例		※ 特記外の天井は、下地及び無機質繊維材共撤去とする。 ※ 上記に依らず3階音室案の無機質繊維材は全て既存のままとする。	
(工事対象外)	全て既存のまま	⑦	天井：石膏ボードt=9.5の上 石膏ボードt=9.5 ニールクロス(スラブ下無機質繊維材)
	既存のまま(工事対象外)		
	ボードのみ撤去(下地は設備工事に干渉する範囲のみ撤去の事)	⑧	天井：石膏ボードt=9.5の上 木目調化粧石膏ボードt=9.5(スラブ下無機質繊維材)
①	梁型：プラスチック 梁 EP 又は 石膏ボード EP 又は 木見切 SOP等 (既存のまま)		
②	天井：穿孔石膏ボードt=9.5目隠し EP (ボーダー石膏ボードt=9.5 EP)(スラブ下無機質繊維材)		天井各仕上げボーダー部 カーテンBOX：木製 SOP (既存のまま)
③	天井：吸音用あななき石膏ボードt=9.5目隠し EP		スクリーンBOX：木製 SOP (特記外は撤去)
④	天井：ロックウール化粧吸音板t=9(平板) 捨て貼り石膏ボードt=9.5	 	ロールスクリーン (一時撤去) 吊りバトン (一時撤去)
⑤	天井：ロックウール化粧吸音板t=12(リブ付) 捨て貼り石膏ボードt=9.5 (ボーダーロックウール吸音板t=12(平板) 捨て貼り石膏ボードt=9.5)		天井直検口450角
⑥	天井：石膏ボードt=9.5目隠し EP		

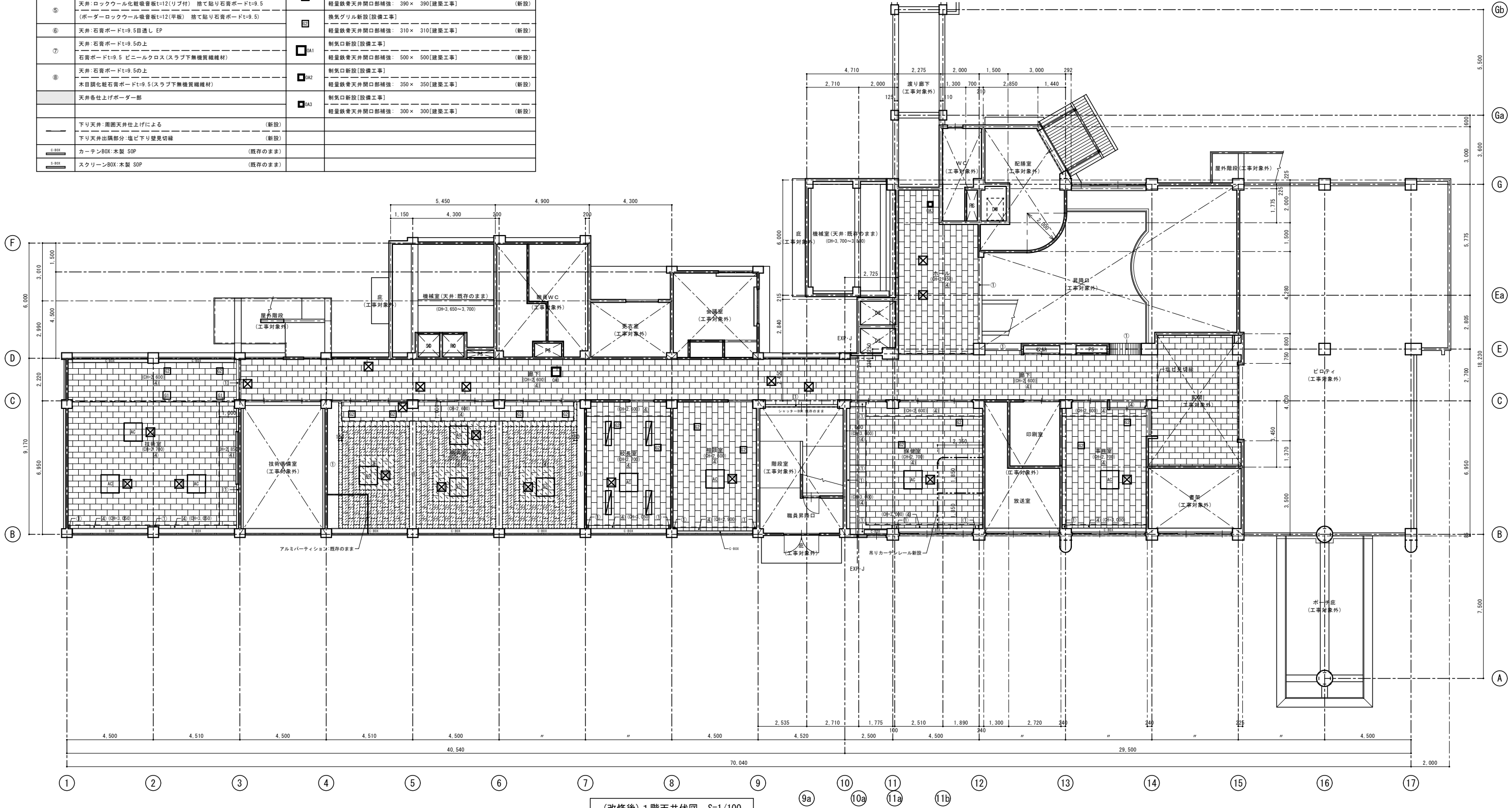


(改修前) 1階天井伏図 S=1/100

改修後凡例		※ 特記外の天井は、L6S下地共新設とする。 ※ 天井新設部分の周囲は、塩ビ廻縁を新設の事。	
(工事対象外)	全て既存のまま	RS	ロールスクリーン (再取付)
	既存のまま (工事対象室)	TS	吊りボタン (再取付)
	ボードのみ新設	☒	天井点検口450角 (既存のまま)
①	梁型: プラスター差 EP 又は 石膏ボード EP 又は 木見切 SOP等 (既存のまま)	☒	天井点検口450角 (軽量鉄骨天井開口部補強共) (新設)
②	天井: 穿孔石膏ボードt=9.5目透し EP (ボーダー石膏ボードt=9.5 EP) (スラブ下無機質繊維材)	☒	照明新設 [設備工事] 軽量鉄骨天井開口部補強: 300×1,250 [建築工事] (新設)
③	天井: 吸音用あなき石膏ボードt=9.5目透し EP	AG	エアコン新設 [設備工事] 軽量鉄骨天井開口部補強: 910× 910 [建築工事] (新設)
④	天井: ロックウール化粧吸音板t=9 (平板) 捨て貼り石膏ボードt=9.5	☒	換気グリル新設 [設備工事] 軽量鉄骨天井開口部補強: 390× 390 [建築工事] (新設)
⑤	天井: ロックウール化粧吸音板t=12 (リブ付) 捨て貼り石膏ボードt=9.5 (ボーダーロックウール吸音板t=12 (平板) 捨て貼り石膏ボードt=9.5)	☒	換気グリル新設 [設備工事] 軽量鉄骨天井開口部補強: 310× 310 [建築工事] (新設)
⑥	天井: 石膏ボードt=9.5目透し EP	☒	制気口新設 [設備工事] 軽量鉄骨天井開口部補強: 500× 500 [建築工事] (新設)
⑦	天井: 石膏ボードt=9.5の上 石膏ボードt=9.5 ビニールクロス (スラブ下無機質繊維材)	☒OA1	制気口新設 [設備工事] 軽量鉄骨天井開口部補強: 350× 350 [建築工事] (新設)
⑧	天井: 石膏ボードt=9.5の上 木目調化粧石膏ボードt=9.5 (スラブ下無機質繊維材)	☒OA2	制気口新設 [設備工事] 軽量鉄骨天井開口部補強: 300× 300 [建築工事] (新設)
	天井各仕上げボーダー部	☒OA3	
	下り天井: 周囲天井仕上げによる (新設)		
	下り天井出隅部分: 塩ビ下り壁見切縁 (新設)		
	カーテンBOX: 木製 SOP (既存のまま)		
	スクリーンBOX: 木製 SOP (既存のまま)		

共通事項

- ※ 1階職員室及び3階音楽室の天井改修部分以外の天井高さは、既存のままとする。
※ 改修後廊下及び1階相談室・2階図書室・2階多目的ホールの天井高さは、既存天井高さと同レベルとする。
※ 特記外の改修後天井高さは、標準H=2,700とし、カーテンBOX周囲は既存天井高さと同レベルとする。
※ 天井点検口・天井開口補強等の設備に関連する項目は、設備工事の監督員と打合せのうえ、位置・大きさ等を決定する事。



(改修後) 1階天井伏図 S=1/100

OKANO ARCHITECTS OFFICE
一級建築士事務所
有限 岡野設計事務所
〒930-23-0412
福井県福井市北泉五丁目12番6号

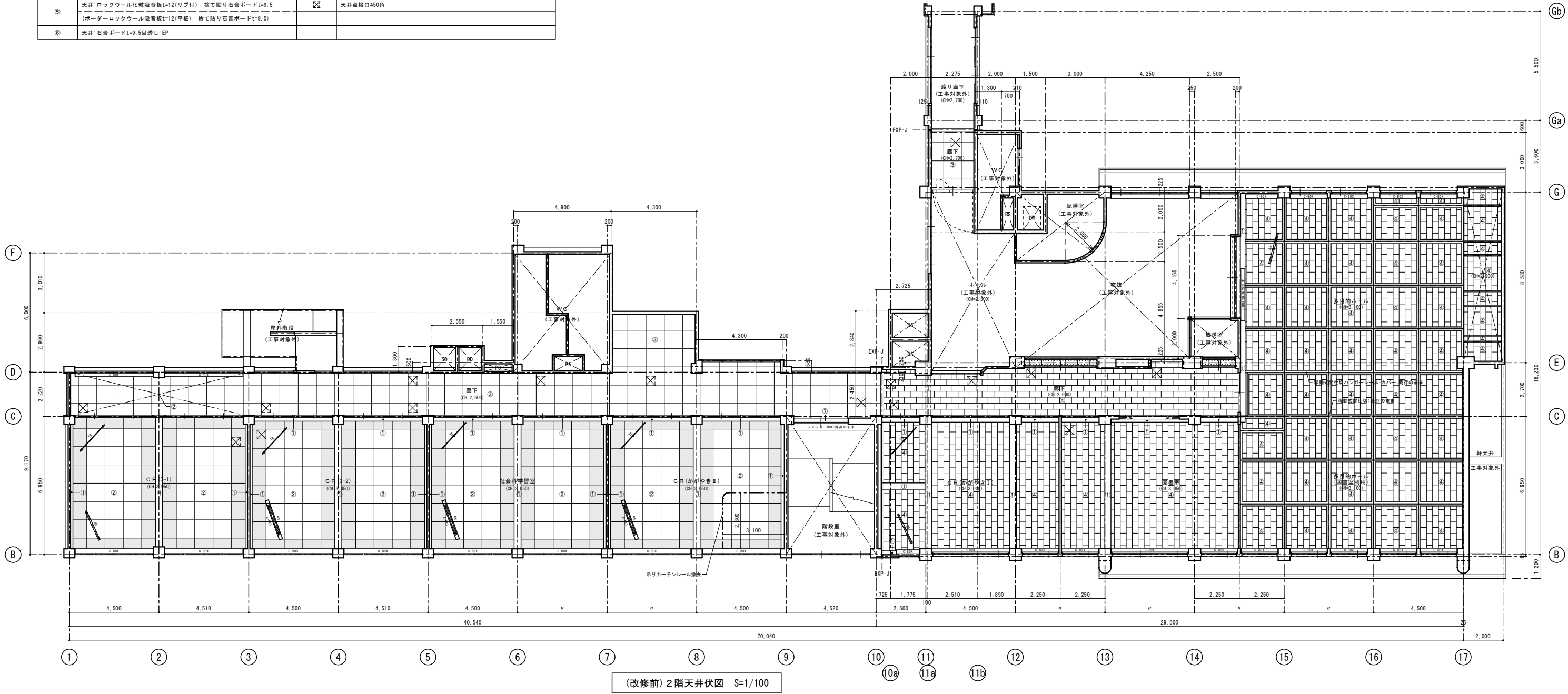
DRAWN BY
CHECKED BY

工事名称 今元中学校空調整備工事
工事場所 福井県福井市今井896番地の1
図面名称 管理棟校舎 改修後 1階天井伏図

DATE
SCALE
S=1:100

DRAWING NO.
A-11

改修前凡例		※ 特記外の天井は、下地及び無機質繊維材共撤去とする。 ※ 上記に依らず3階音楽室の無機質繊維材は全て既存のままとする。	
(工事対象外)	全て既存のまま	⑦	天井:石膏ボードt=9.5の上
	既存のまま(工事対象室)		石膏ボードt=9.5 ビニールクロス(スラブ下無機質繊維材)
	ボードのみ撤去(下地は設備工事に干渉する範囲のみ撤去の事)	⑧	天井:石膏ボードt=9.5の上
①	梁型:プラスター塗 EP 又は 石膏ボード EP 又は 木見切 SOP等 (既存のまま)		木目調化粧石膏ボードt=9.5(スラブ下無機質繊維材)
②	天井:穿孔石膏ボードt=9.5目透し EP (ボーダー石膏ボードt=9.5 EP) (スラブ下無機質繊維材)		天井各仕上げボーダー部
③	天井:吸音用あなき石膏ボードt=9.5目透し EP		カーテンBOX:木製 SOP (既存のまま)
④	天井:ロックウール化粧吸音板t=9(平板) 捨て貼り石膏ボードt=9.5		スクリーンBOX:木製 SOP (特記外は撤去)
⑤	天井:ロックウール化粧吸音板t=12(リブ付) 捨て貼り石膏ボードt=9.5 (ボーダーロックウール吸音板t=12(平板) 捨て貼り石膏ボードt=9.5)		ロールスクリーン (一時撤去)
⑥	天井:石膏ボードt=9.5目透し EP		吊りバトン (一時撤去)
			天井点検口450角



(改修前) 2階天井伏図 S=1/100

OKANO ARCHITECTS OFFICE

一級建築士事務所

有限 岡野設計事務所

福岡県行橋市北泉五丁目12番6号

一級建築士 栗114155号

横 経 真 治

TEL 0930-23-0412

DRAWN BY

工事名称 今元中学校空調整備工事

工事場所 福岡県行橋市今井896番地の1

図面名称 管理棟校舎 改修前 2階天井伏図

DATE

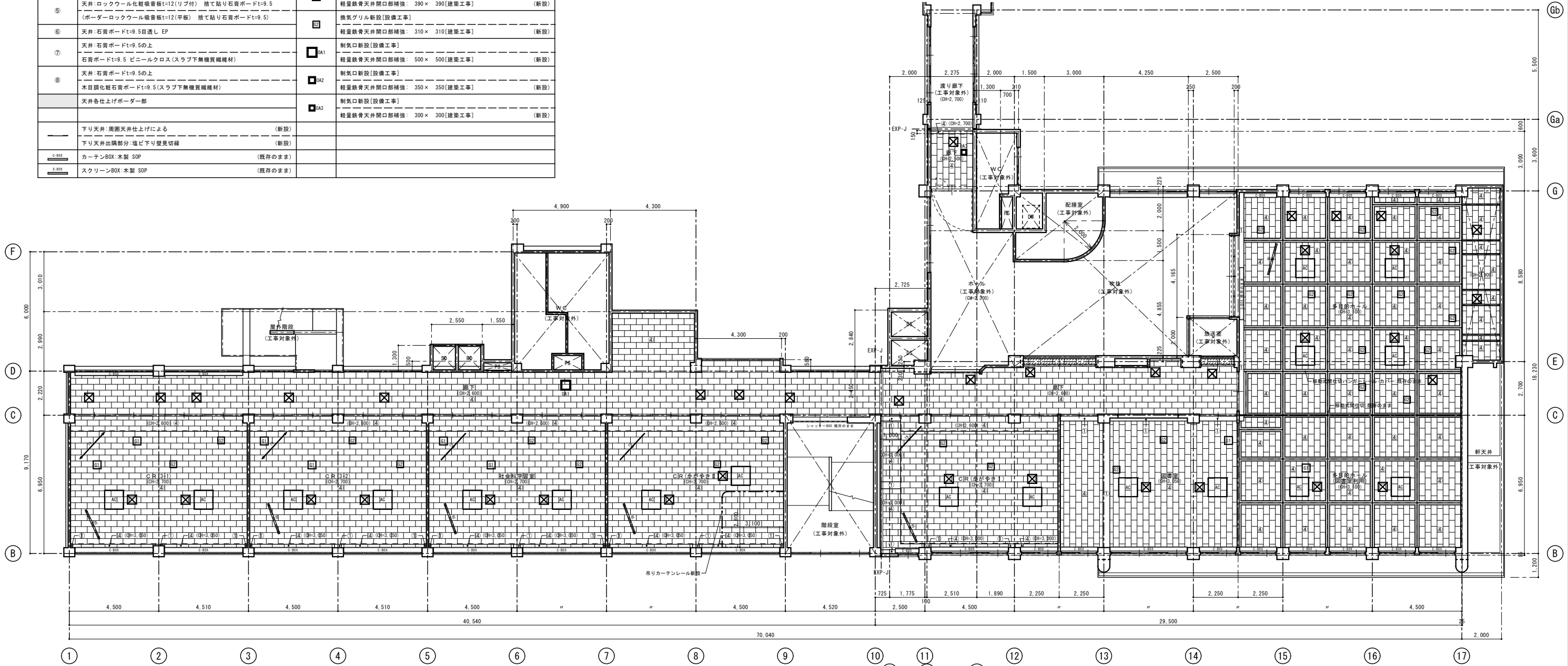
SCALE

S=1:100

DRAWING NO.

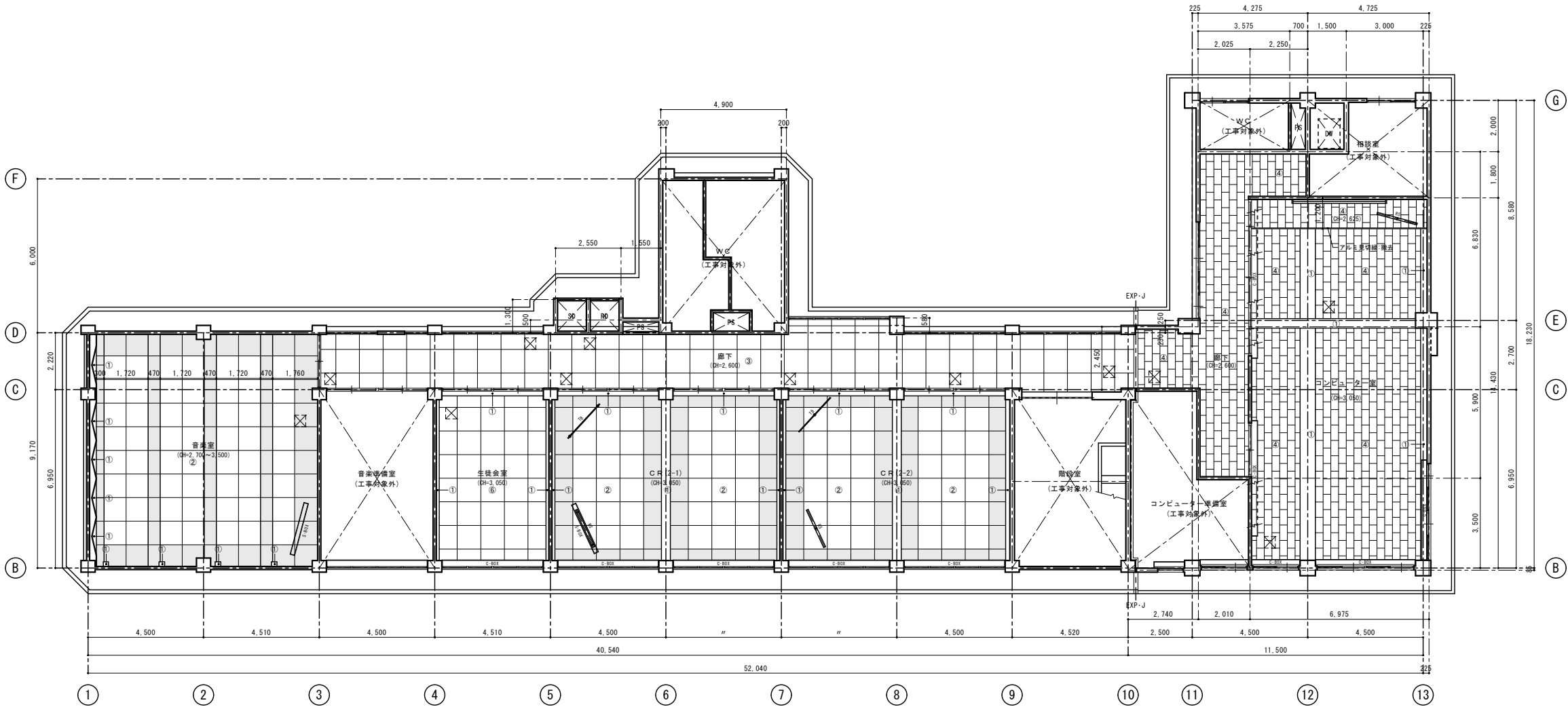
A-12

改修後凡例		※ 特記外の天井は、L6S下地共新設とする。 ※ 天井新設部分の周囲は、塩ビ廻縁を新設の事。	
(工事対象外)	全て既存のまま	RS	ロールスクリーン (再取付)
	既存のまま (工事対象室)	TS	吊りバトン (再取付)
	ボードのみ新設	□	天井点検口450角 (既存のまま)
①	梁型: プラスター差 EP 又は 石膏ボード EP 又は 木見切 SOP等 (既存のまま)	☒	天井点検口450角 (軽量鉄骨天井開口部補強共) (新設)
②	天井: 穿孔石膏ボードt=9.5目渡し EP (ポードー石膏ボードt=9.5 EP) (スラブ下無機質繊維材)	□	照明新設 [設備工事] 軽量鉄骨天井開口部補強: 300×1,250 [建築工事] (新設)
③	天井: 吸音用あなあき石膏ボードt=9.5目渡し EP	AC	エアコン新設 [設備工事] 軽量鉄骨天井開口部補強: 910× 910 [建築工事] (新設)
④	天井: ロックウール化粧吸音板t=9 (平板) 捨て貼り石膏ボードt=9.5	□	換気グリル新設 [設備工事] 軽量鉄骨天井開口部補強: 390× 390 [建築工事] (新設)
⑤	天井: ロックウール化粧吸音板t=12 (リブ付) 捨て貼り石膏ボードt=9.5 (ポードーロックウール吸音板t=12 (平板) 捨て貼り石膏ボードt=9.5)	□	換気グリル新設 [設備工事] 軽量鉄骨天井開口部補強: 310× 310 [建築工事] (新設)
⑥	天井: 石膏ボードt=9.5目渡し EP	□	制気口新設 [設備工事] 軽量鉄骨天井開口部補強: 500× 500 [建築工事] (新設)
⑦	天井: 石膏ボードt=9.5の上 石膏ボードt=9.5 ビニールクロス (スラブ下無機質繊維材)	□OA1	制気口新設 [設備工事] 軽量鉄骨天井開口部補強: 350× 350 [建築工事] (新設)
⑧	天井: 石膏ボードt=9.5の上 木目調化粧石膏ボードt=9.5 (スラブ下無機質繊維材)	□OA2	制気口新設 [設備工事] 軽量鉄骨天井開口部補強: 300× 300 [建築工事] (新設)
	天井各仕上げポードー部	□OA3	
	下り天井: 周囲天井仕上げによる (新設)		
	下り天井出隅部分: 塩ビ下り壁見切縁 (新設)		
	カーテンBOX: 木製 SOP (既存のまま)		
	スクリーンBOX: 木製 SOP (既存のまま)		



(改修後) 2階天井伏図 S=1/100

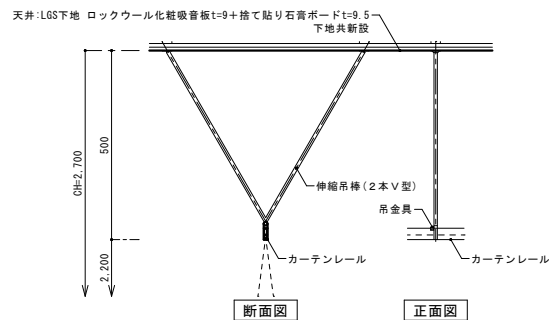
改修前凡例		※ 特記外の天井は、下地及び無機質繊維材共撤去とする。 ※ 上記に依らず3階音楽室の無機質繊維材は全て既存のままとする。	
(工事対象外)	全て既存のまま	⑦	天井:石膏ボードt=9.5の上
	既存のまま(工事対象室)		石膏ボードt=9.5 ビニールクロス(スラブ下無機質繊維材)
	ボードのみ撤去(下地は設備工事に干渉する範囲のみ撤去の事)	⑧	天井:石膏ボードt=9.5の上
①	梁型:プasterー塗 EP 又は 石膏ボード EP 又は 木見切 SOP等 (既存のまま)		木目調化粧石膏ボードt=9.5(スラブ下無機質繊維材)
②	天井:穿孔石膏ボードt=9.5目渡し EP (ボーダー石膏ボードt=9.5 EP) (スラブ下無機質繊維材)		天井各仕上げボーダー部
③	天井:吸音用あなき石膏ボードt=9.5目渡し EP	C BOX	カーテンBOX:木製 SOP (既存のまま)
④	天井:ロックウール化粧吸音板t=9(平板)	S BOX	スクリーンBOX:木製 SOP (特記外は撤去)
④	捨て貼り石膏ボードt=9.5	RS	ロールスクリーン (一時撤去)
		TS	吊りバトン (一時撤去)
⑤	天井:ロックウール化粧吸音板t=12(リブ付) 捨て貼り石膏ボードt=9.5 (ボーダーロックウール吸音板t=12(平板) 捨て貼り石膏ボードt=9.5)		天井点検口450角
⑥	天井:石膏ボードt=9.5目渡し EP		



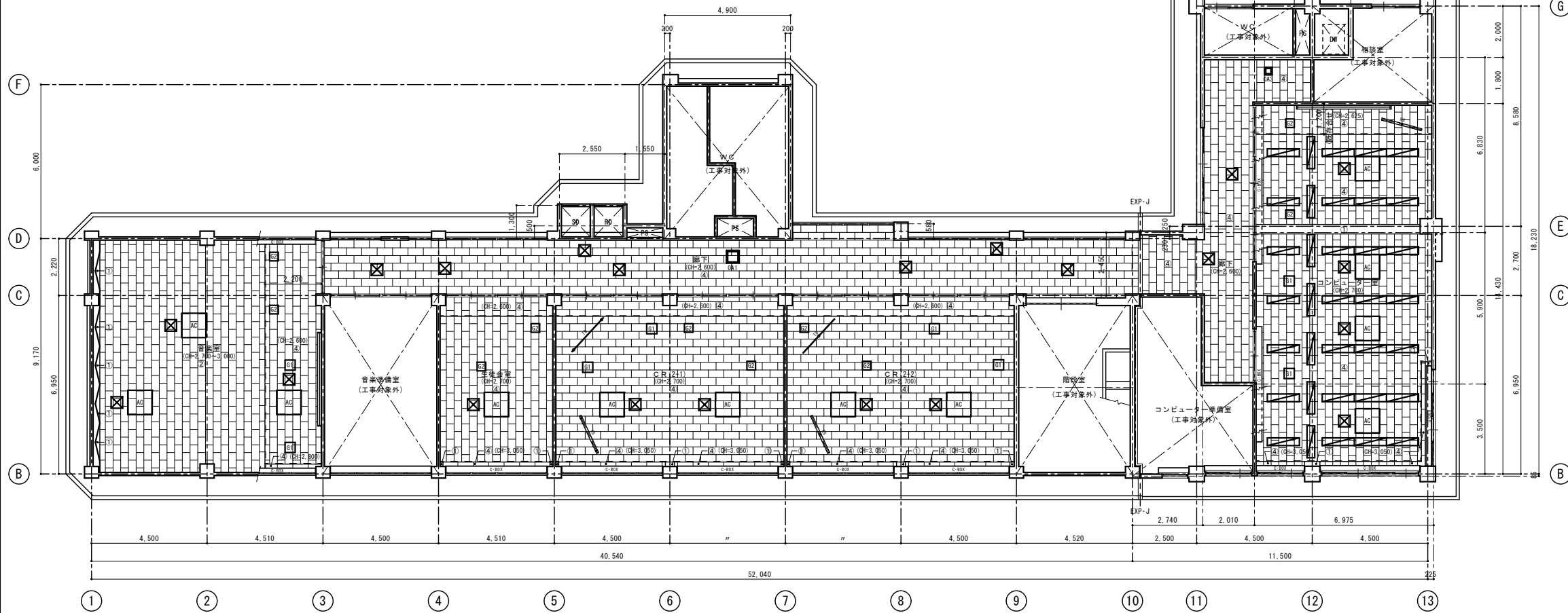
(改修前) 3階天井伏図 S=1/100

改修後

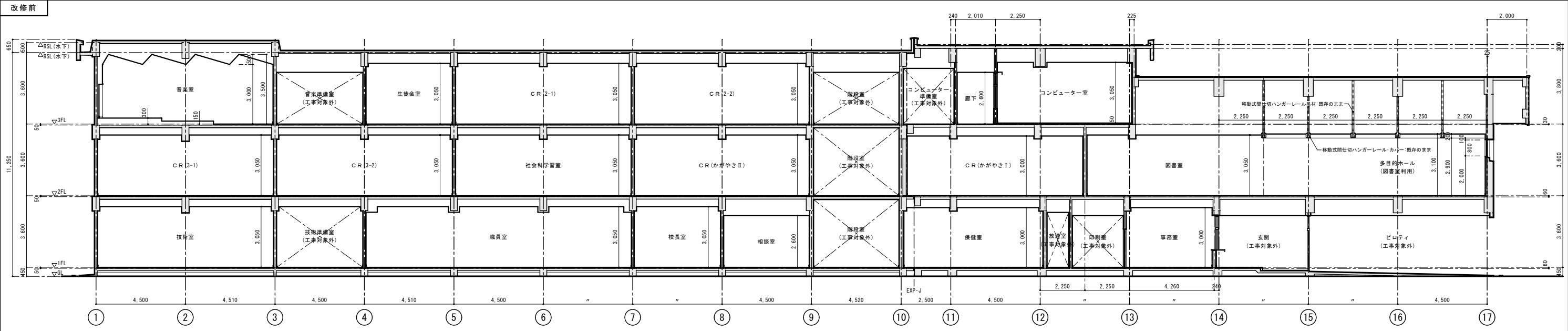
改修後凡例		※ 特設外の天井は、LS地下床新設とする。 ※ 天井新設部分の周囲は、塩ビ断縁を新設とする。	
(工事対象外)	全て既存のまま	RS	ロールスクリーン (再取付)
	既存のまま(工事対象室)	TS	吊りボタン (再取付)
	ボードのみ新設	☒	天井点検口450φ (既存のまま)
①	梁型：プラスチック EP 又は 石膏ボード EP 又は 木見切 SOP等 (既存のまま)	☒	天井点検口450φ (軽量鉄骨天井開口部補強必) (新設)
②	天井：穿孔石膏ボードt=9.5目造し EP (ボーダー石膏ボードt=9.5 EP) (スラブ下無機質繊維材)	☒	照明新設[設備工事] 軽量鉄骨天井開口部補強： 300×1,250[建築工事] (新設)
③	天井：吸音用あなき石膏ボードt=9.5目造し EP	AC	エアコン新設[設備工事] 軽量鉄骨天井開口部補強： 910× 910[建築工事] (新設)
④	天井：ロックウール化粧吸音板t=9(平板) 捨て貼り石膏ボードt=9.5	GI	換気グリル新設[設備工事] 軽量鉄骨天井開口部補強： 390× 390[建築工事] (新設)
⑤	天井：ロックウール化粧吸音板t=12(リブ付) 捨て貼り石膏ボードt=9.5 (ボーダーロックウール吸音板t=12(平板) 捨て貼り石膏ボードt=9.5)	GI	換気グリル新設[設備工事] 軽量鉄骨天井開口部補強： 310× 310[建築工事] (新設)
⑥	天井：石膏ボードt=9.5目造し EP	GA1	制気口新設[設備工事] 軽量鉄骨天井開口部補強： 500× 500[建築工事] (新設)
⑦	天井：石膏ボードt=9.5の上 石膏ボードt=9.5 ビニールクロス(スラブ下無機質繊維材)	GA2	制気口新設[設備工事] 軽量鉄骨天井開口部補強： 350× 350[建築工事] (新設)
⑧	天井：石膏ボードt=9.5の上 木目調化粧石膏ボードt=9.5(スラブ下無機質繊維材) 天井各仕上げボーダー部	GA3	制気口新設[設備工事] 軽量鉄骨天井開口部補強： 300× 300[建築工事] (新設)
	下り天井：周囲天井仕上げによる (新設) 下り天井出隅部分：塩ビ下り壁見切縁 (新設)		
C-BOX	カーテンBOX：木製 SOP (既存のまま)		
S-BOX	スクリーンBOX：木製 SOP (既存のまま)		



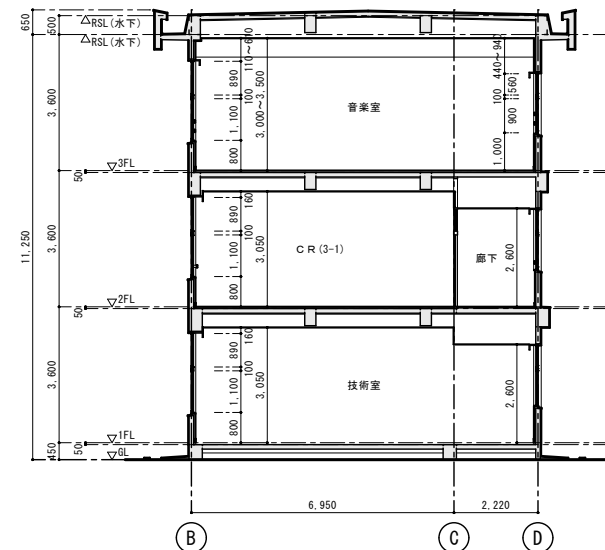
1階保健室・2階CR(かがやきⅡ) 吊りカーテンレール詳細図 S=1/10



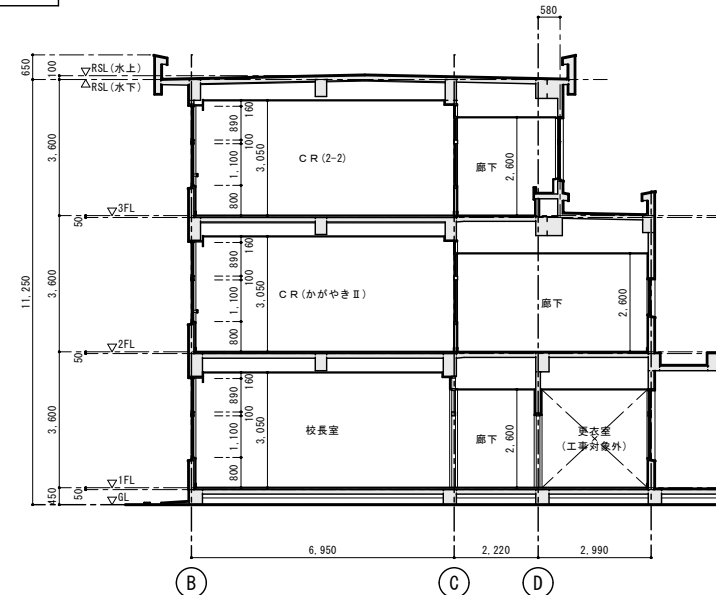
(改修後) 3 階天井伏図 S=1/100



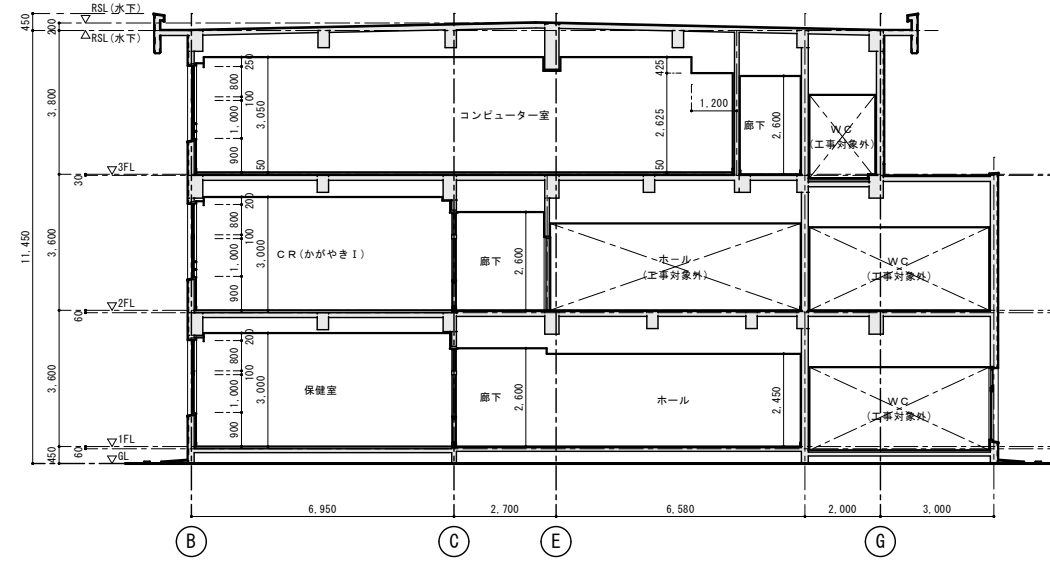
(改修前) B～C通り断面図 S=1/100



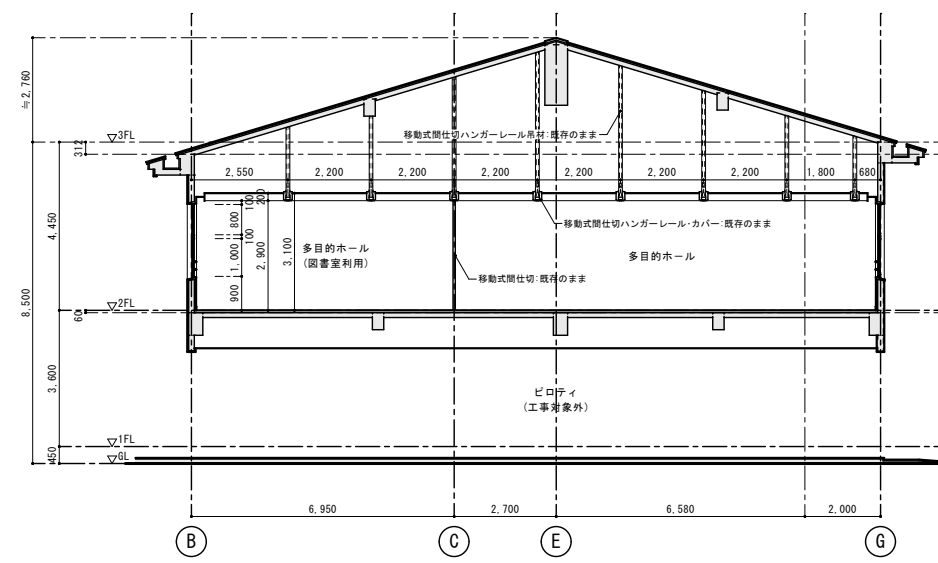
(改修前) 2～3通り断面図 S=1/100



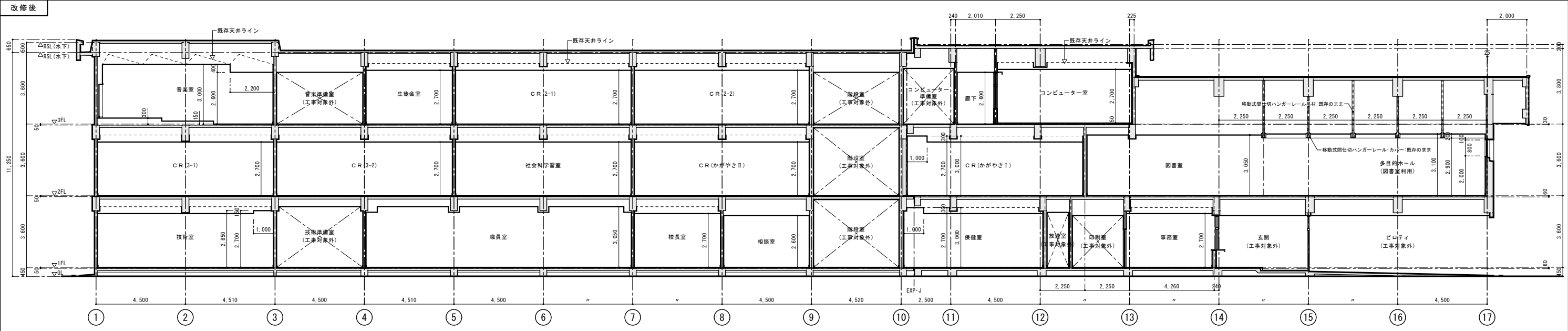
(改修前) 7～8通り断面図 S=1/100



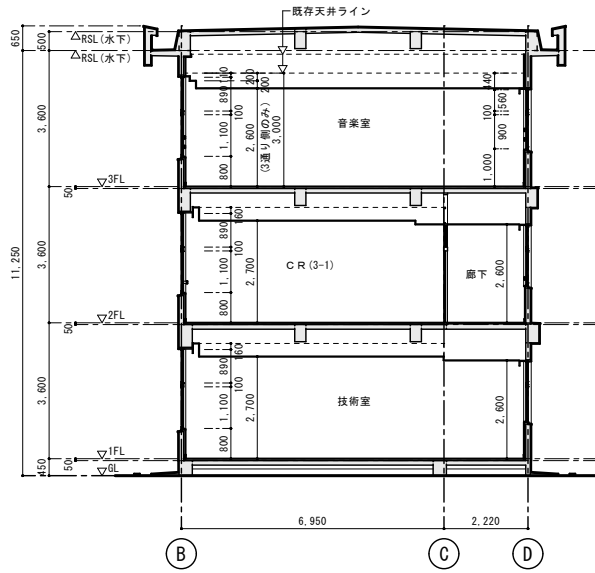
(改修前) 11～12通り断面図 S=1/100



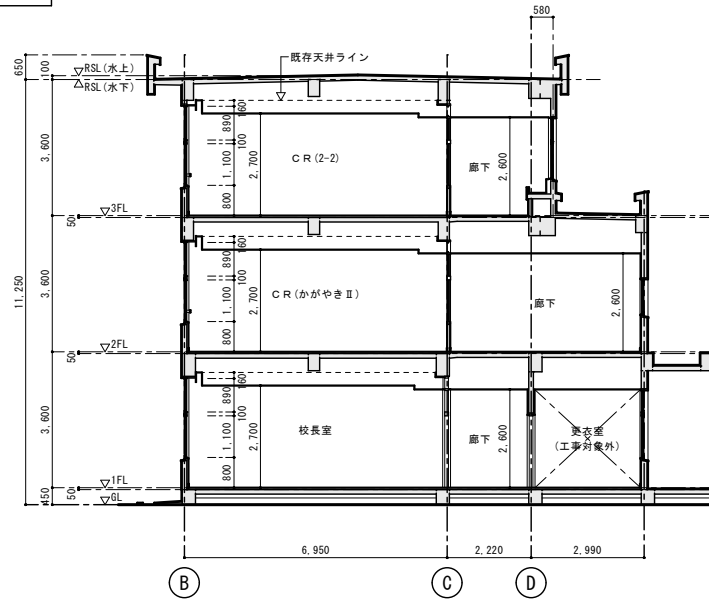
(改修前) 16～17通り断面図 S=1/100



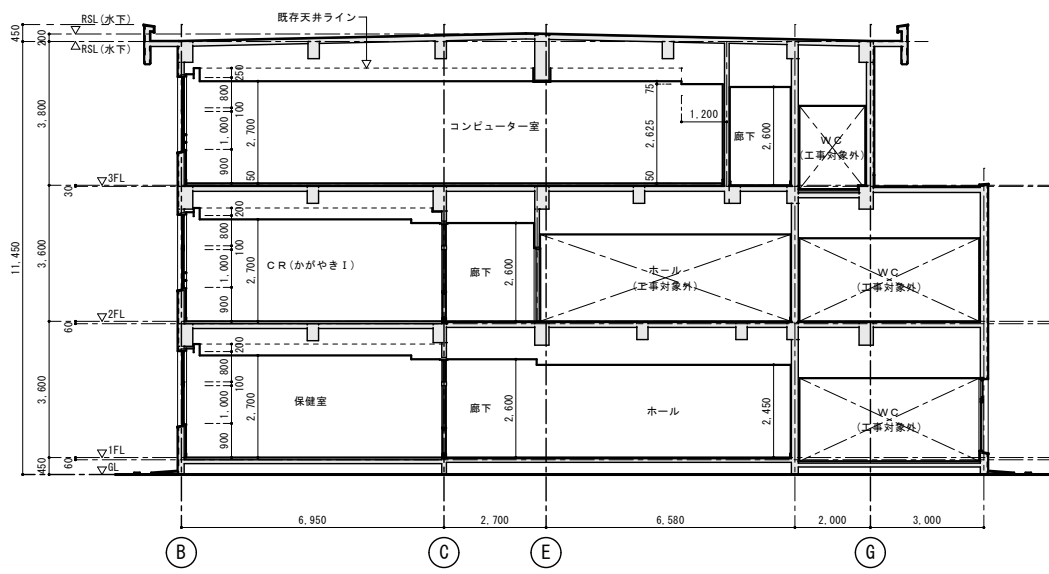
(改修後) B～C通り断面図 S=1/100



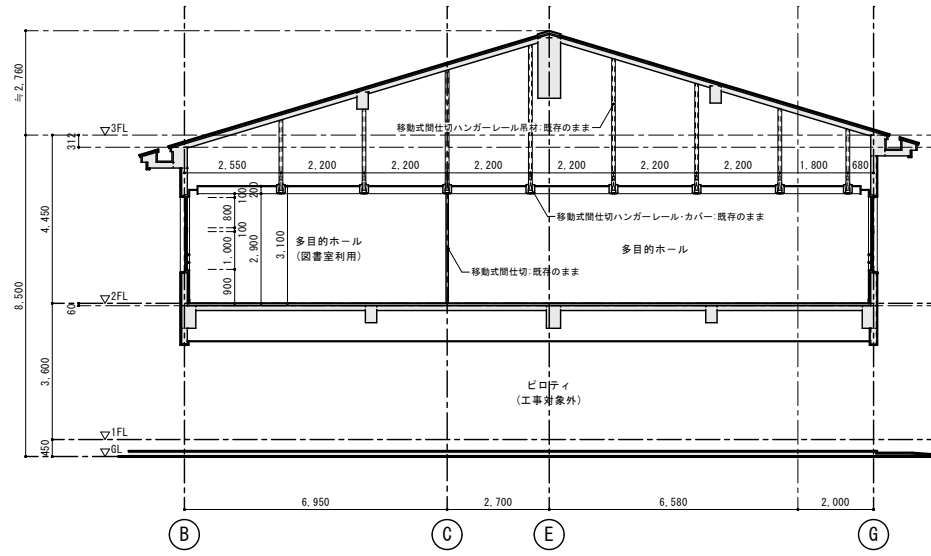
(改修後) 2～3通り断面図 S=1/100



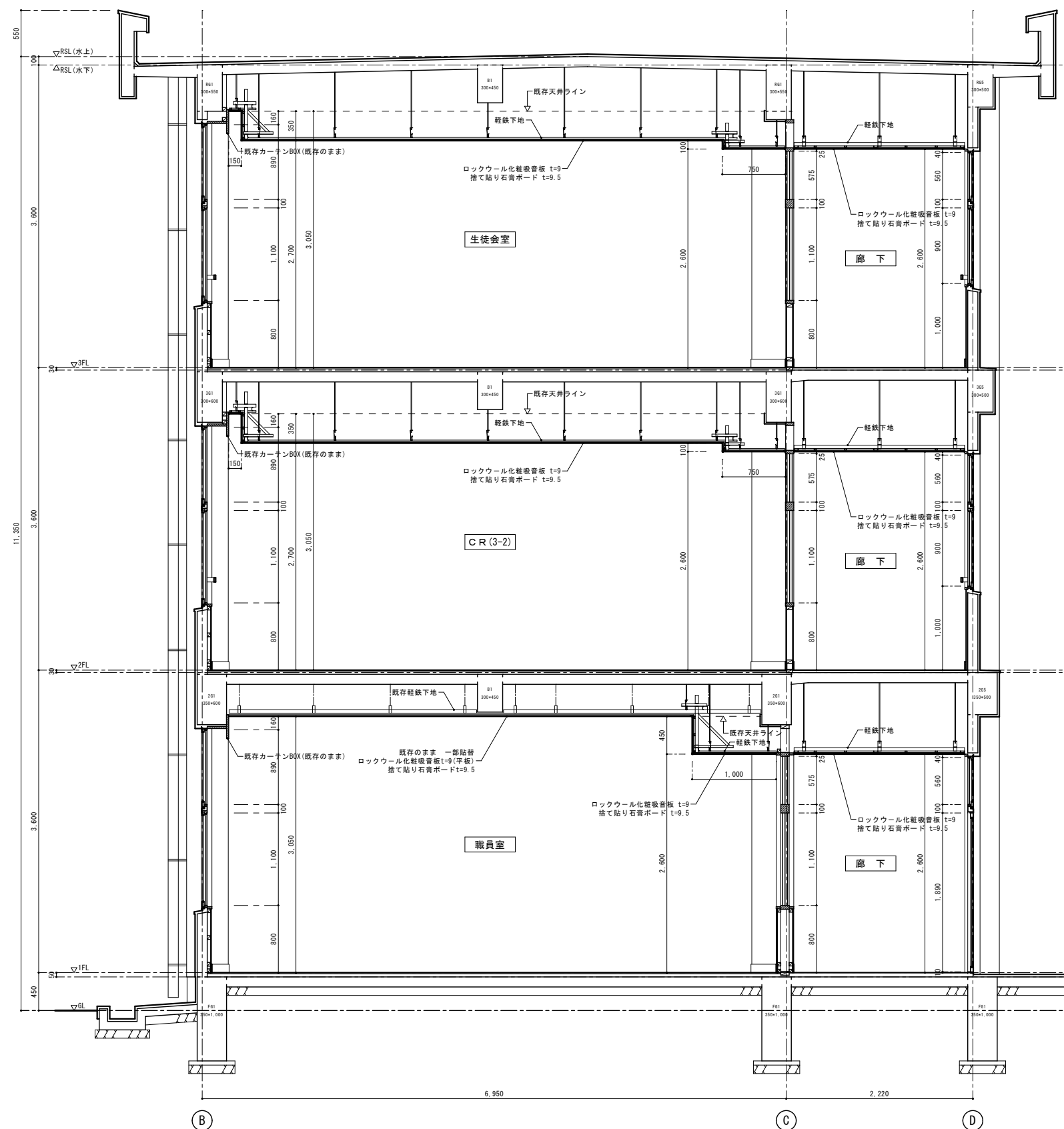
(改修後) 7～8通り断面図 S=1/100



(改修後) 11～12通り断面図 S=1/100

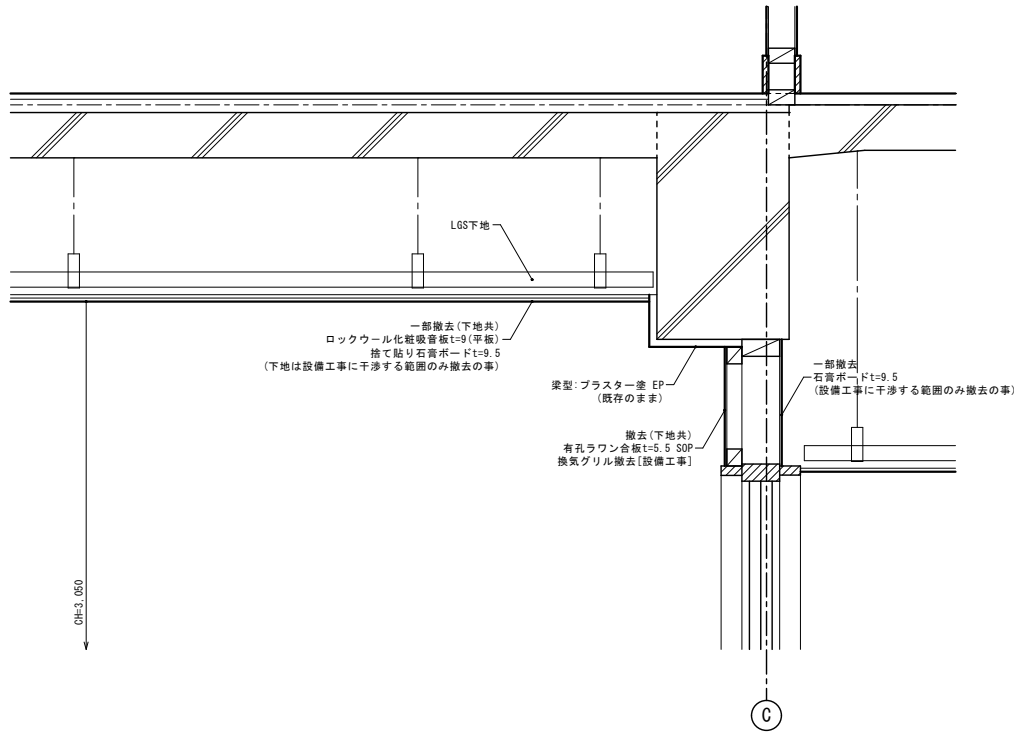


(改修後) 16～17通り断面図 S=1/100

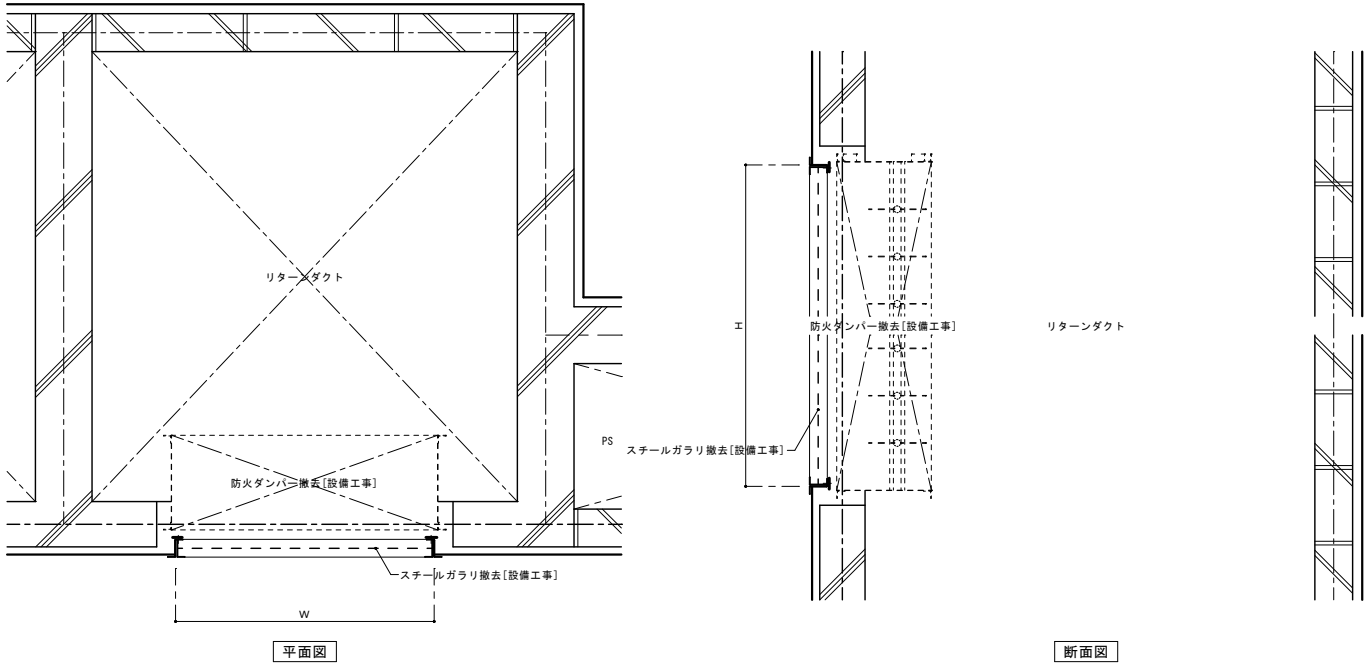


(改修後)矩計図 S=1/30

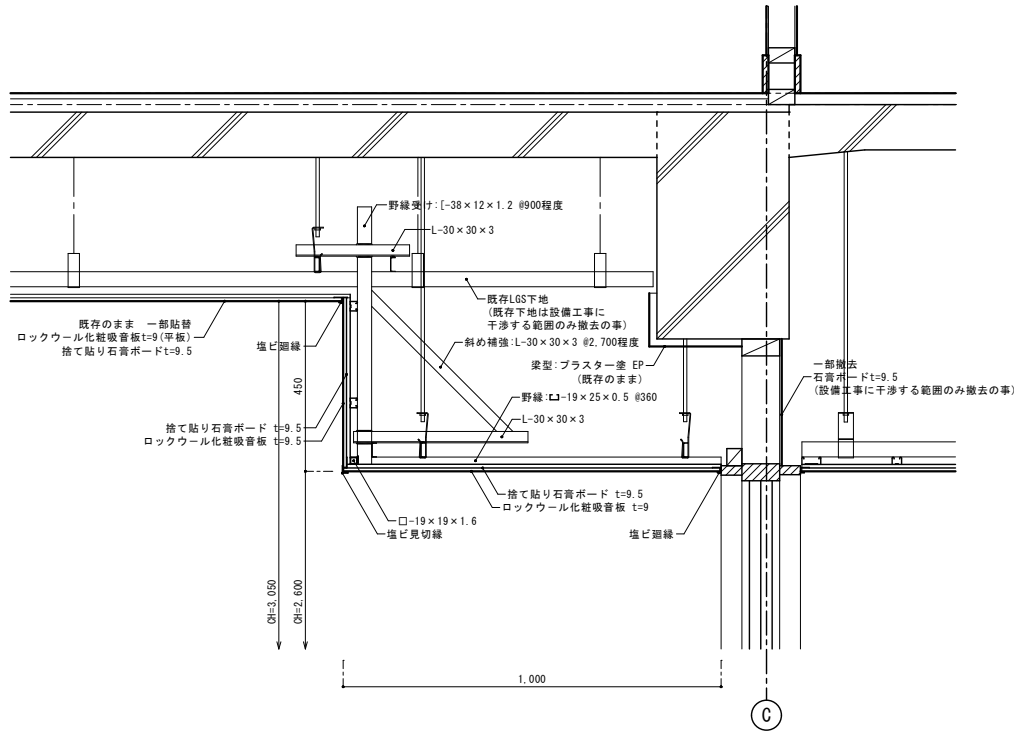
職員室下り天井詳細図 改修前



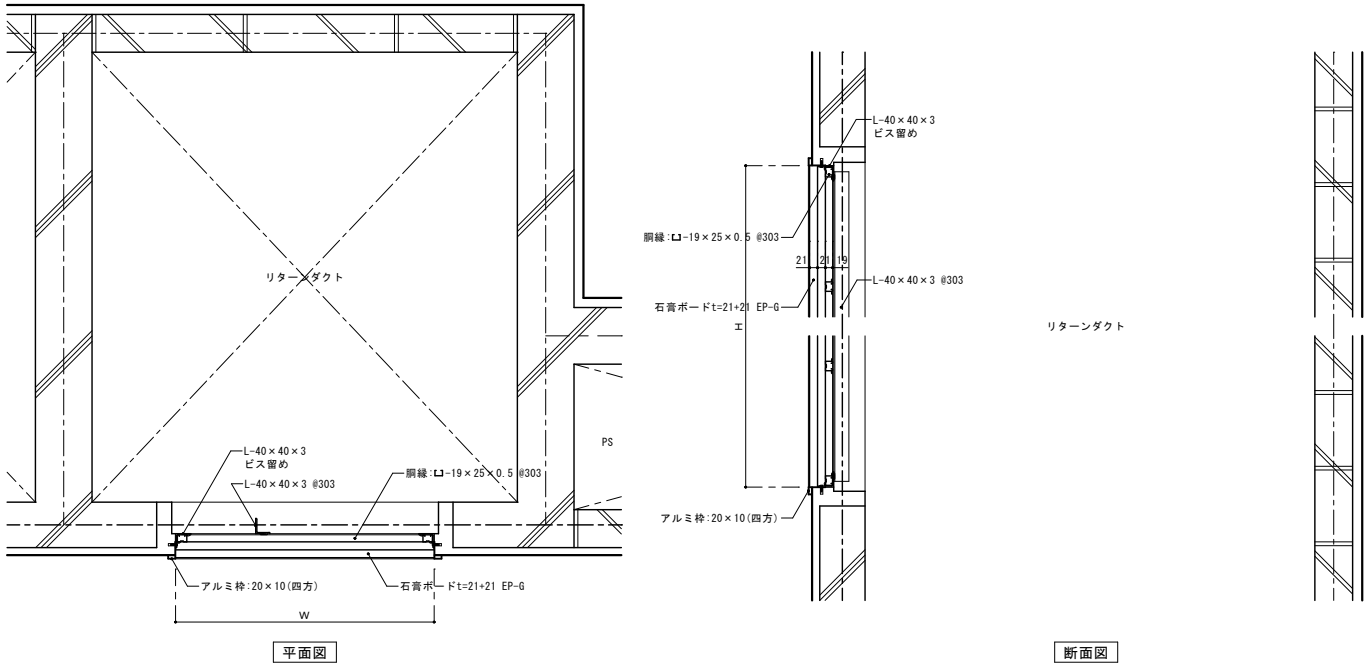
スチール製リターンガラリ詳細図 改修前



職員室下り天井詳細図 改修後



スチール製リターンガラリ詳細図 改修後

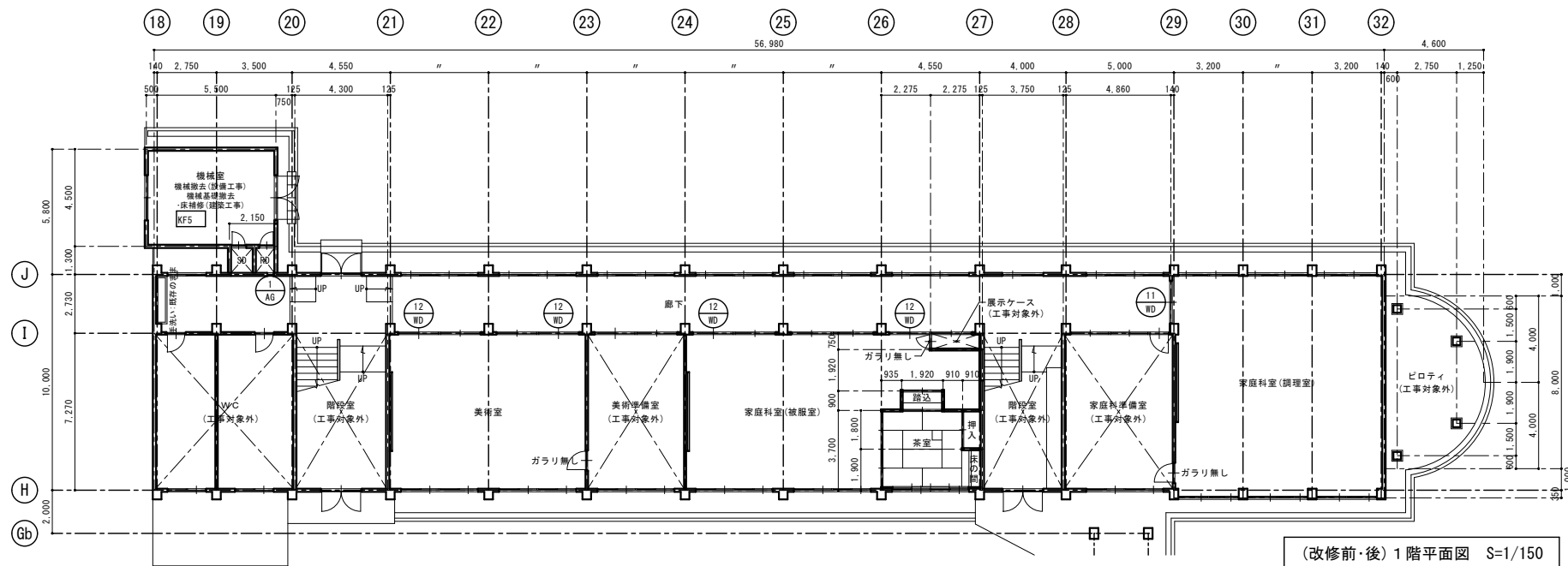
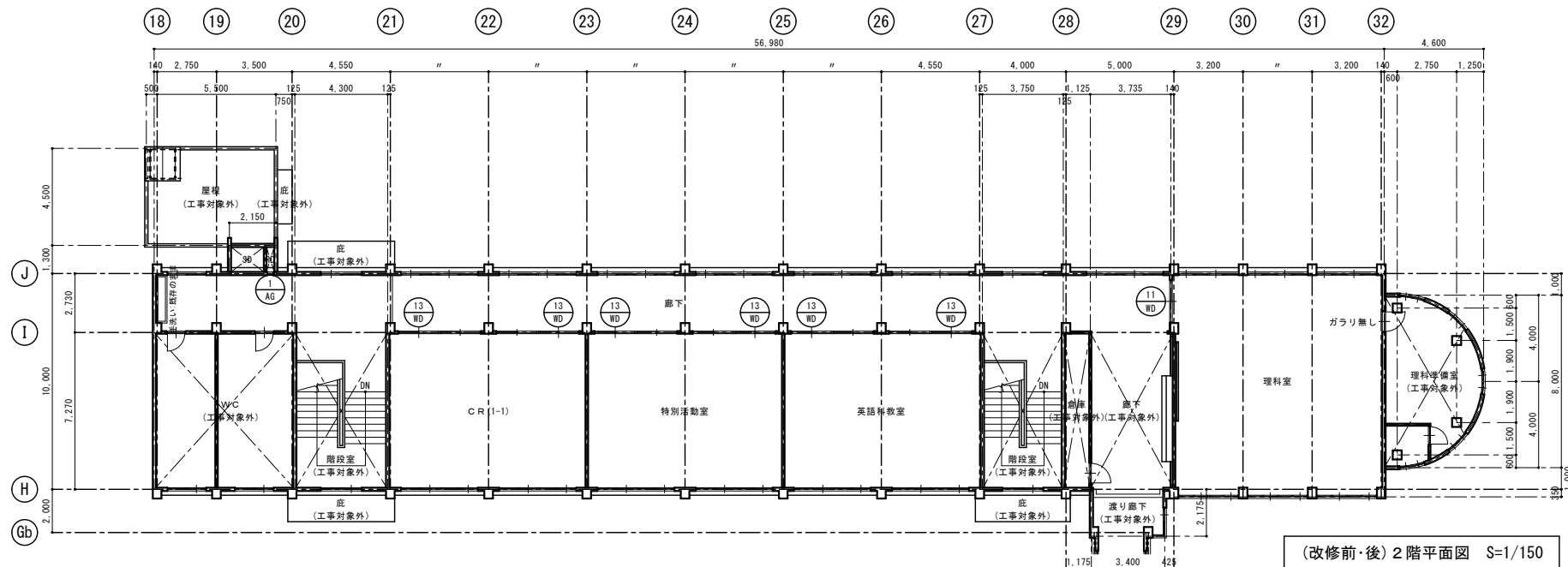
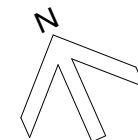


室 名		空調対象面積		室 名		空調対象面積	
施 工 室	〔1階〕			〔1階〕			
	家庭科室(調理室)	$9.88 \times 2.73 + 9.74 \times 7.62 = 101.191$	101.19	家庭科準備室	$5.125 \times 7.27 = 37.258$		37.25
	家庭科室(被服室)	$13.775 \times 7.27 = 100.144$	100.14	美術準備室	$4.55 \times 7.27 = 33.078$		33.07
	美術室	$9.225 \times 7.27 = 67.065$	67.06	便所	$6.515 \times 7.27 = 47.364$		47.36
				機械室	$6.0 \times 4.5 = 27.0$		27.00
				階段・廊下	$47.1 \times 2.73 + 2.15 \times 1.3 + 4.3 \times 7.27 + 3.75 \times 7.27 = 189.9015$		189.90
				〔2階〕			
				理科準備室	$0.6 \times 8.0 + 4.0 \times 4.0 \times 3.14 \div 2 = 29.92$		29.92
				便所	$6.515 \times 7.27 = 47.364$		47.36
				階段・廊下・倉庫	$47.1 \times 2.73 + 2.15 \times 1.3 + 4.3 \times 7.27 + 8.875 \times 7.27 = 227.160$		227.16
施設面積計						1,208.88	
空調面積計						569.86	

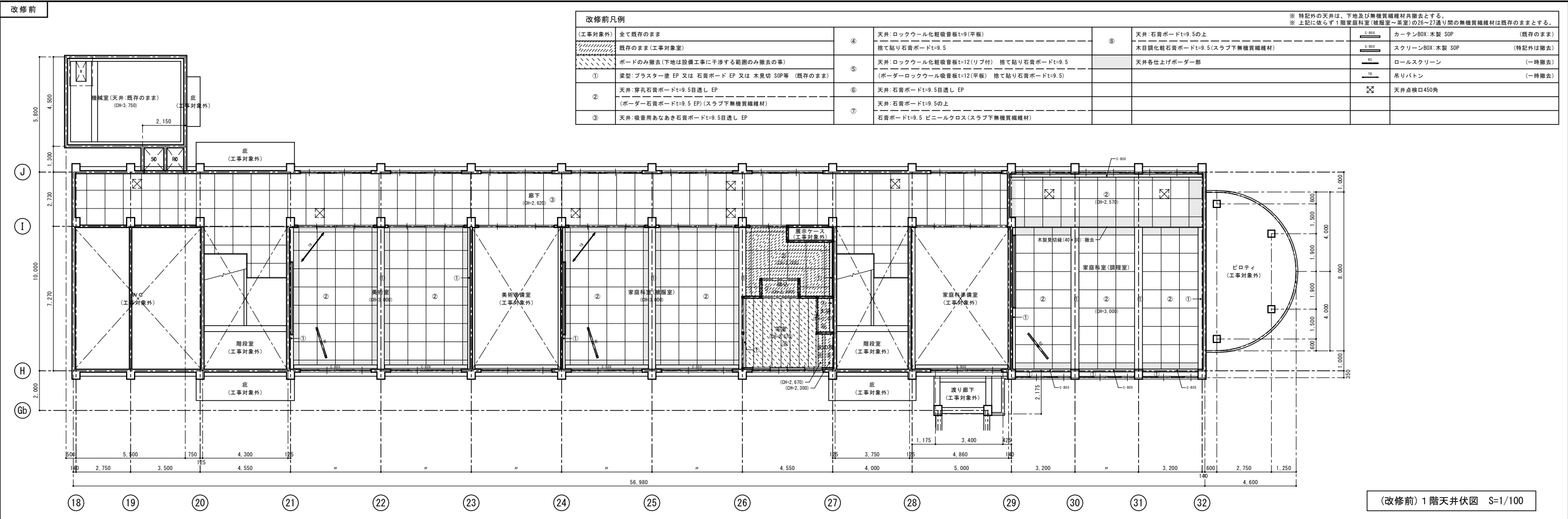
機械室基礎撤去リスト		
符号	W×D×H	
KF5	1,340 ×	720 × 210
施工内容	コンクリート機械基礎撤去(周囲カッター入れ) 撤去部分モルタル金ごて押入新設	

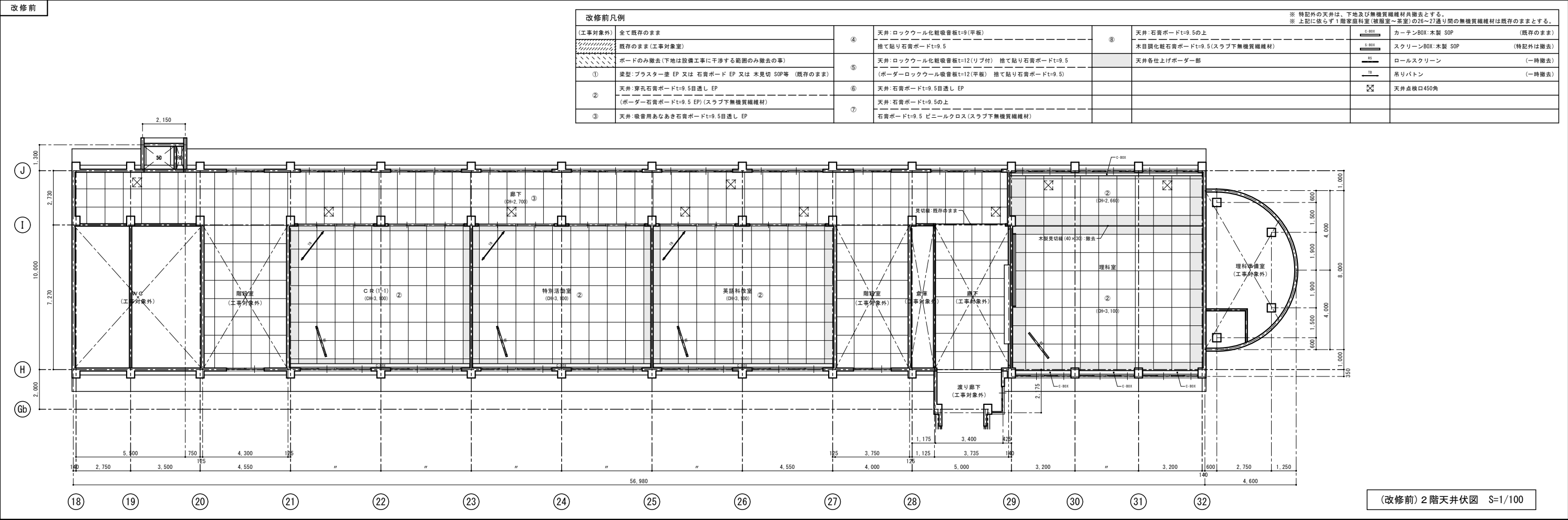
共通事項

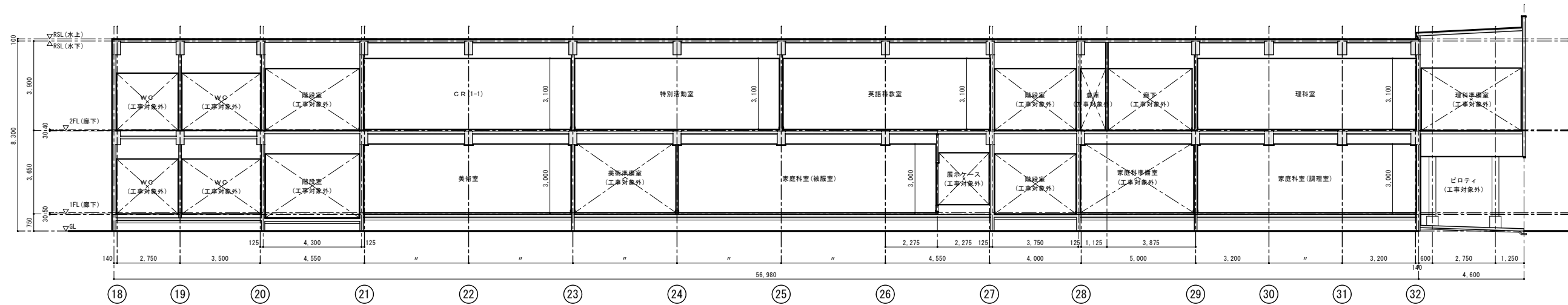
- ※ 工事期間中、生徒・職員の安全に務め、廊下等の避難経路を確保する事。
- ※ 仮設間、仮囲い等の設置場所については、施設関係者及び監督員と協議して決定する事。
- ※ 廊下等通路になる部分の工事は、学校の授業の無い日に工事する事。
- ※ 廊下等通路になる部分の天井及び壁等へ埃を落とす、危険防止措置を安全を充分確保する事。
- ※ 工事対象室の床・壁等は、養生・整理清掃を行う事。(天井撤去時の埃等は、散らばらない様に注意して作業する事。)
- ※ 工事対象室までの工事用出入路になる、工事対象外の階段等は、幅1m程度、養生・整理清掃を行う事。
- ※ 改修工事のため、各部を施工・制作時に調査・実測のうえ、施工・制作を行う事。



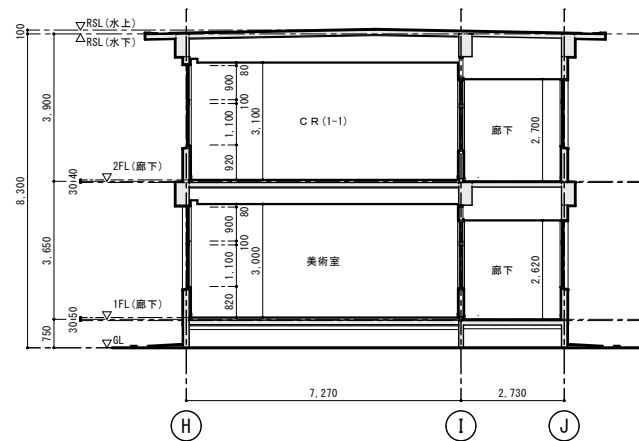
	OKANO ARCHITECTS OFFICE	DRAIN BY	工事名称	DATE	DRAWING NO.	
	一級建築士事務所	一級建築士 第114155号	今元中学校空調整備工事			
	有限 会社	岡野設計事務所	工事場所	福岡県行橋市今井896番地の1		SCALE
	福岡県行橋市北泉五丁目12番6号	TEL 0930-23-0412	図面名称	教室棟校舎 1・2階平面図		S=1:150



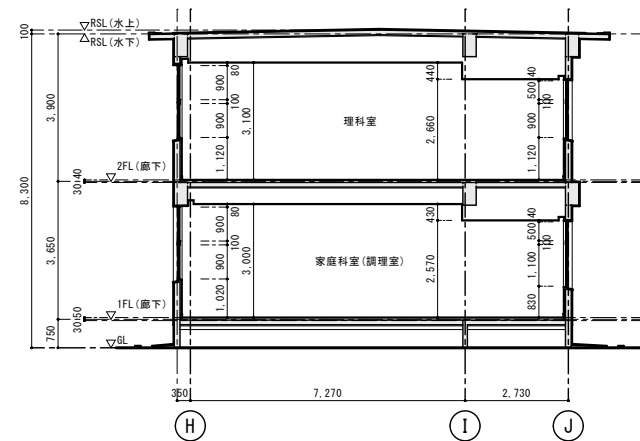




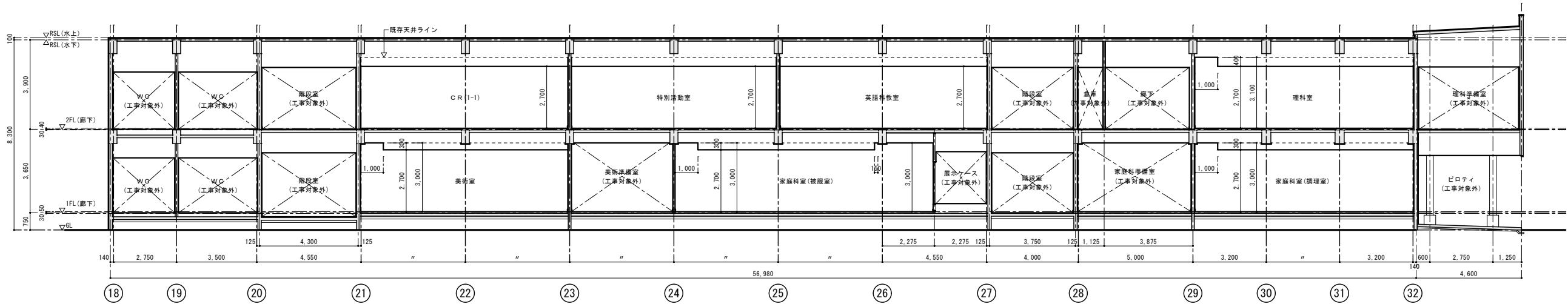
(改修前) H～ I通り断面図 S=1/100



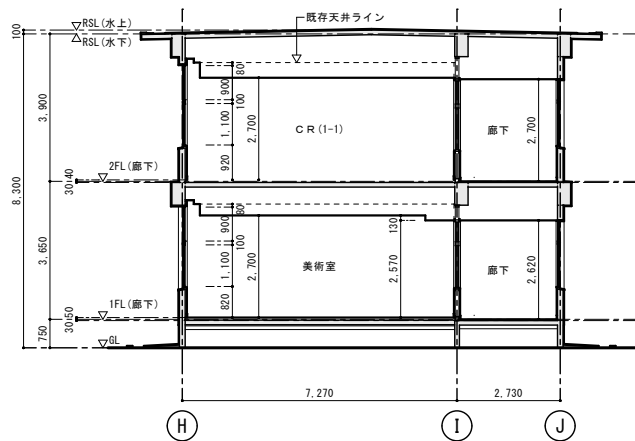
(改修前) 22～23通り断面図 S=1/100



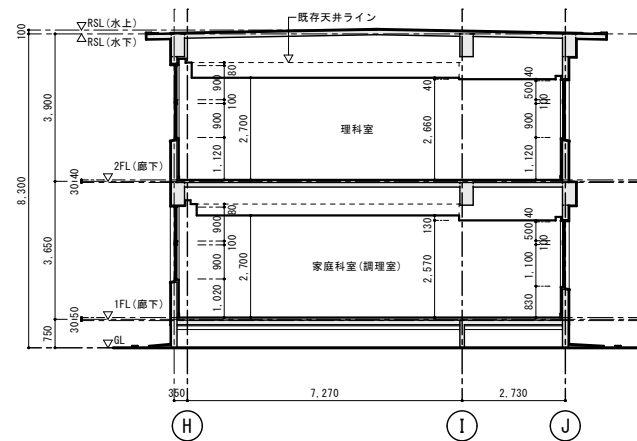
(改修前) 30～31通り断面図 S=1/100



(改修後) H~ I通り断面図 S=1/100



(改修後) 22~23通り断面図 S=1/100



(改修後) 30~31通り断面図 S=1/100

OKANO ARCHITECTS OFFICE

一級建築士事務所

有限 岡野設計事務所

福岡県行橋市北泉五丁目12番6号

一級建築士 第114155号

義経 真治

TEL 0930-23-0412

DRAWN BY

CHECKED BY

工事名称 今元中学校空襲整備工事

工事場所 福岡県行橋市今井896番地の1

図面名称 教室棟校舎 改修後 断面図

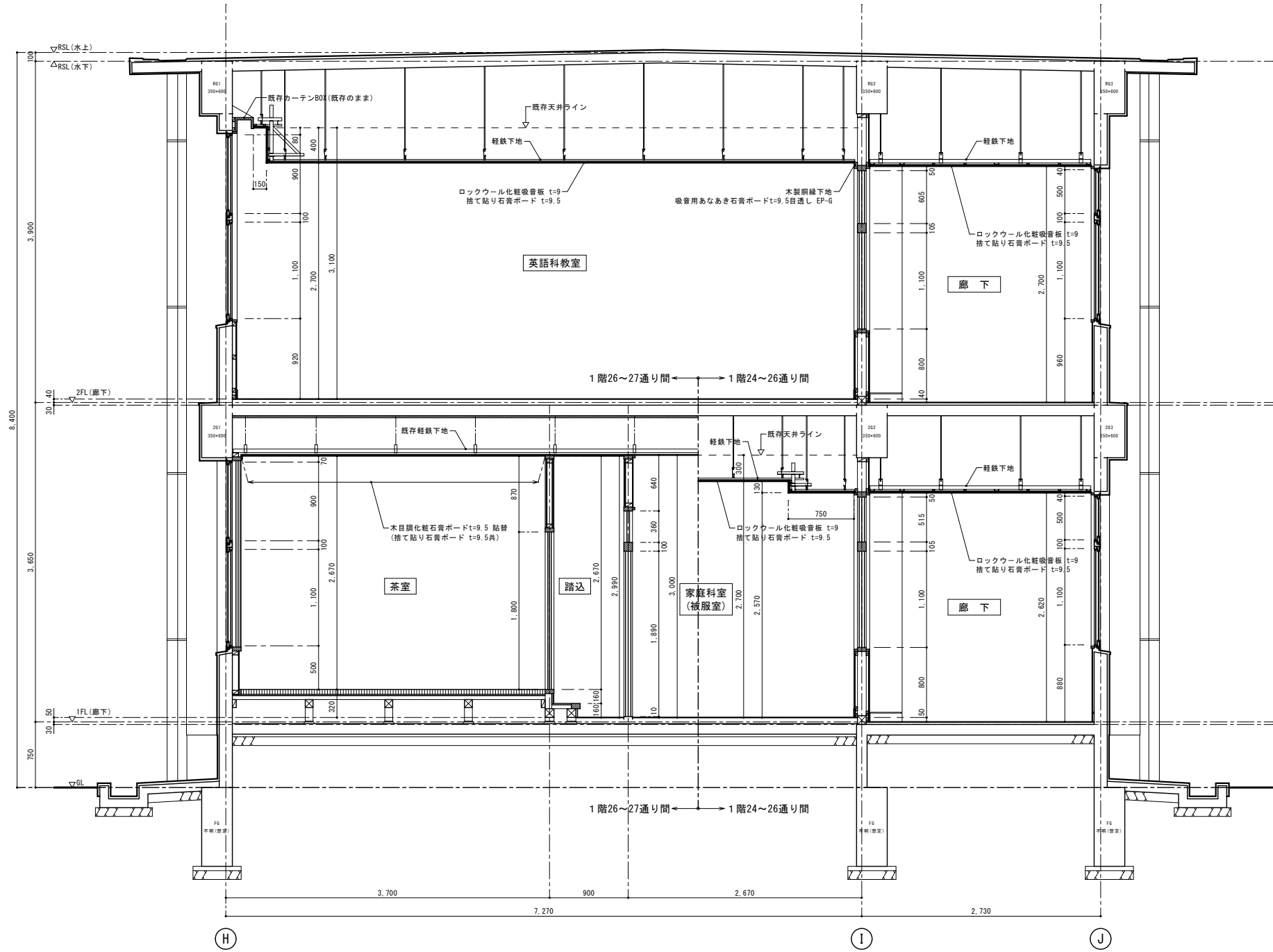
DATE

SCALE

S=1:100

DRAWING NO.

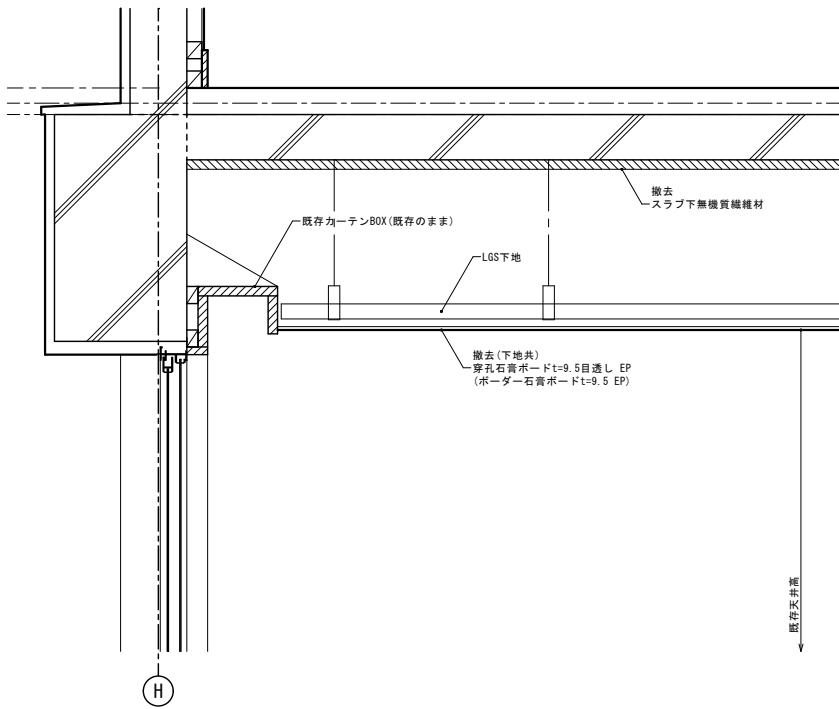
A-25



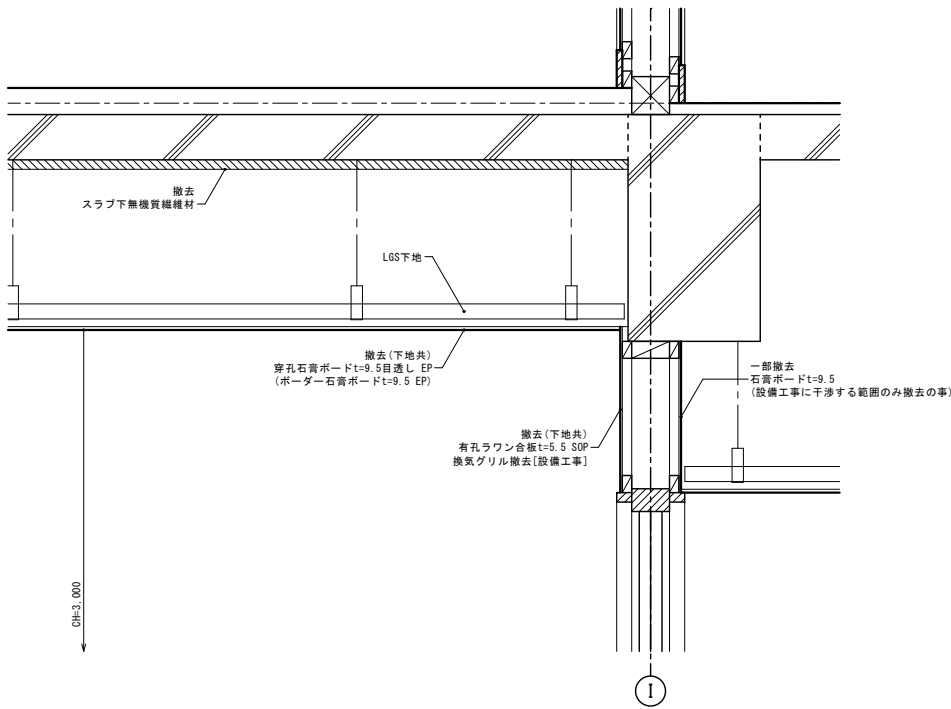
(改修後) 矩計図 S=1/30

OKANO ARCHITECTS OFFICE 一級建築士事務所 有限会社 岡野設計事務所 福岡県行橋市北泉五丁目12番6号		一級建築士 第114155号 義経 真治 TEL 0930-23-0412		DRAWN BY CHECKED BY	工事名称 今元中学校空調整備工事 工事場所 福岡県行橋市今井896番地の1 図面名称 教室模校舎 改修後 矩計図	DATE SCALE S=1:30	DRAWING NO. A-26
---	--	---	--	------------------------	---	-------------------------	---------------------

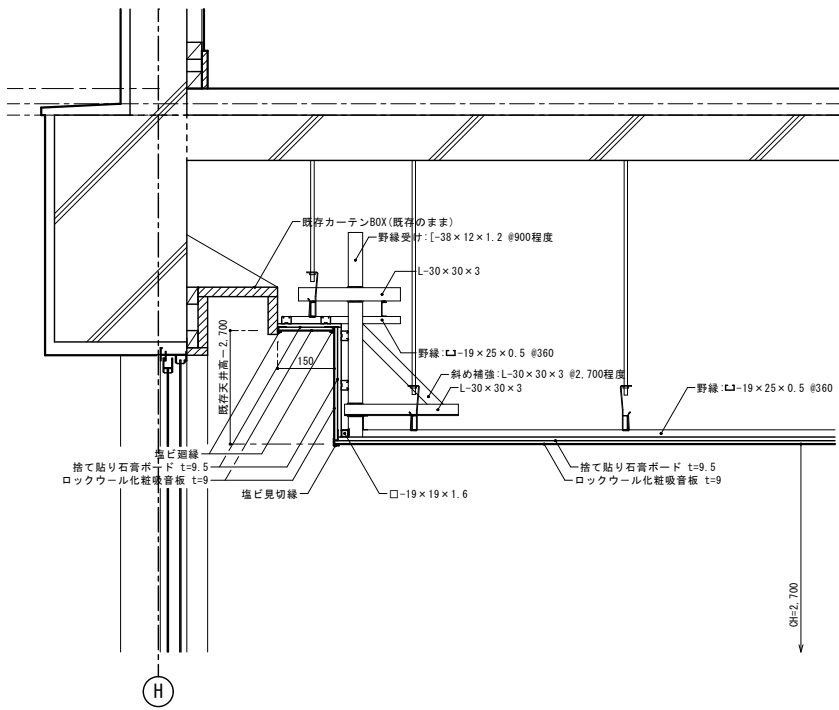
カーテンBOX廻り詳細図 改修前



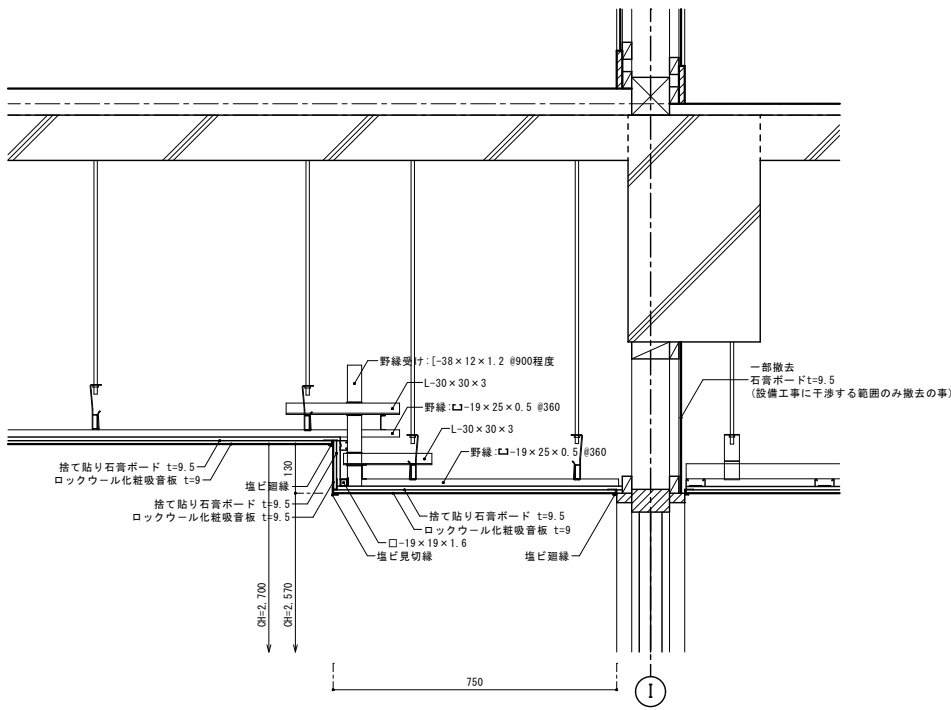
1階下り天井詳細図 改修前



カーテンBOX廻り詳細図 改修後



1階下り天井詳細図 改修後



OKANO ARCHITECTS OFFICE

一級建築士事務所

有限 岡野設計事務所

福岡県行橋市北泉五丁目12番6号

一級建築士 栗 114155号

義 経 真 治

TEL 0930-23-0412

DRAWN BY

I

CHECKED BY

I

工事名称 今元中学校空調整備工事

工事場所 福岡県行橋市今井896番地の1

図面名称 教室校舎舎 標準詳細図-1

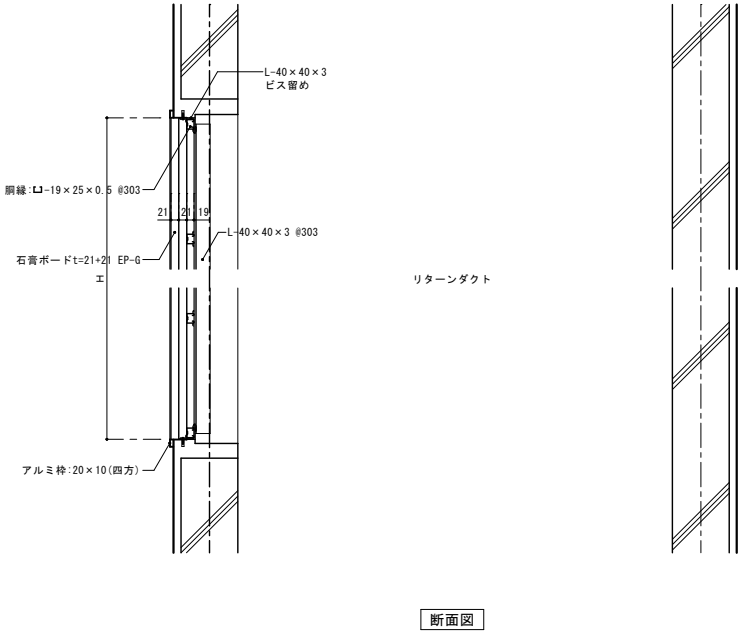
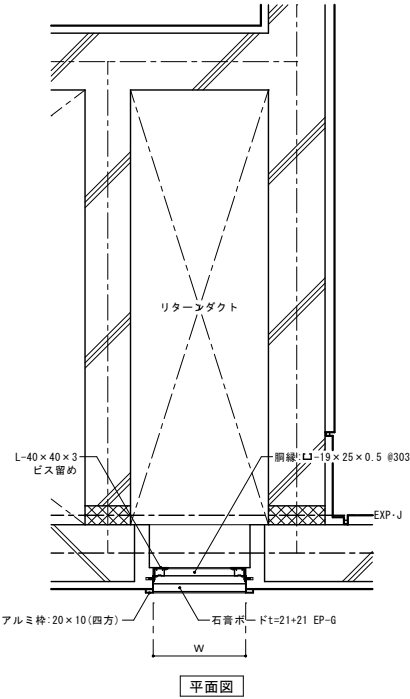
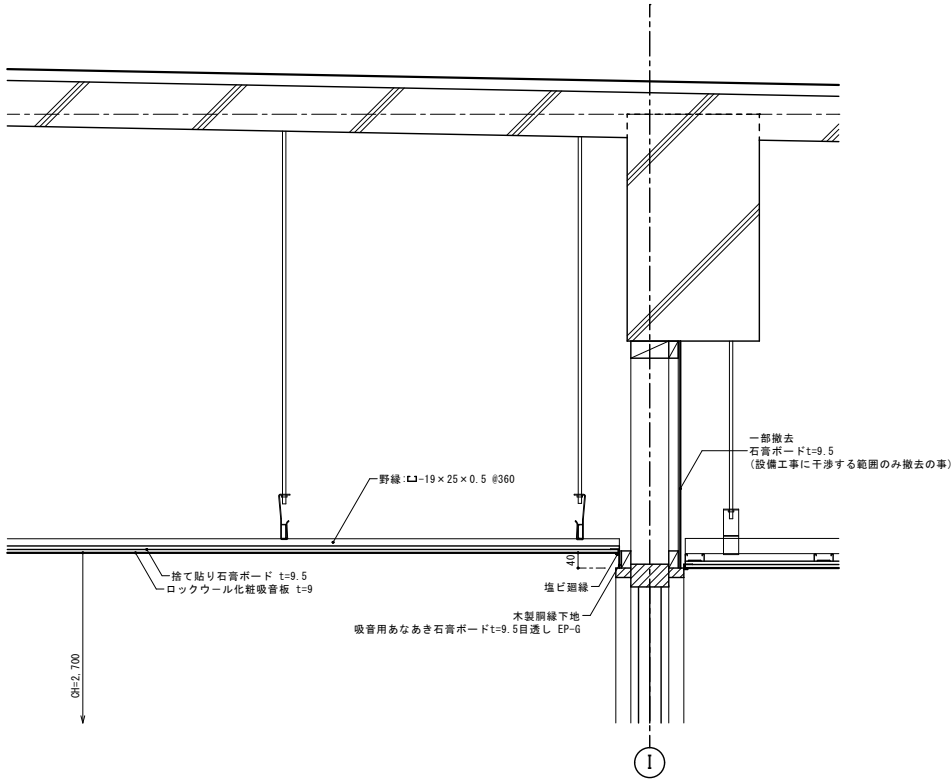
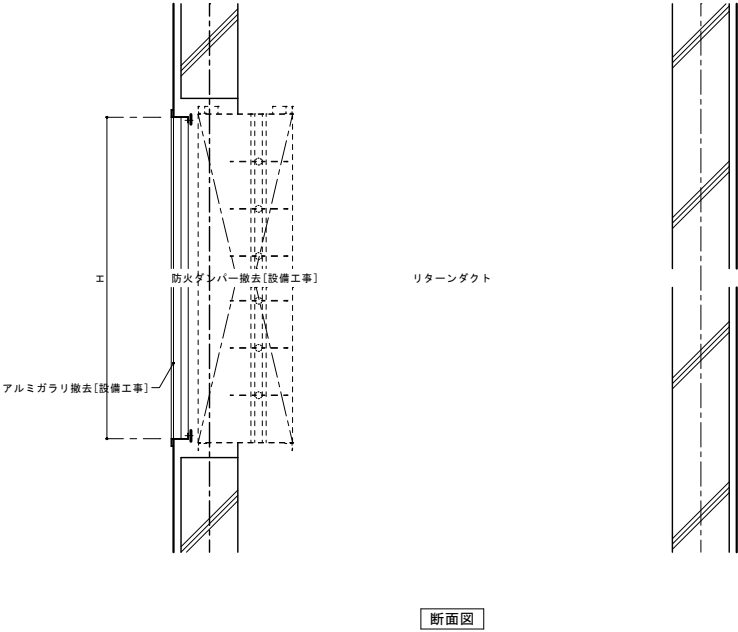
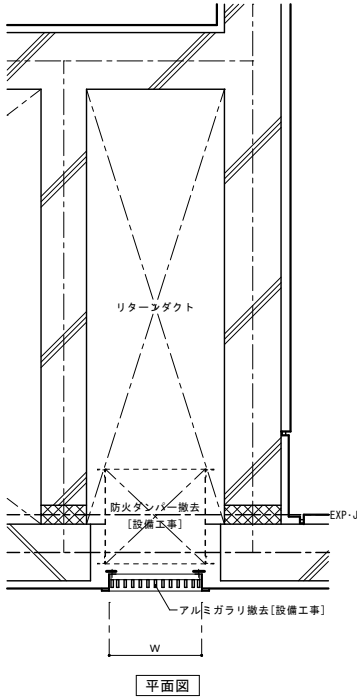
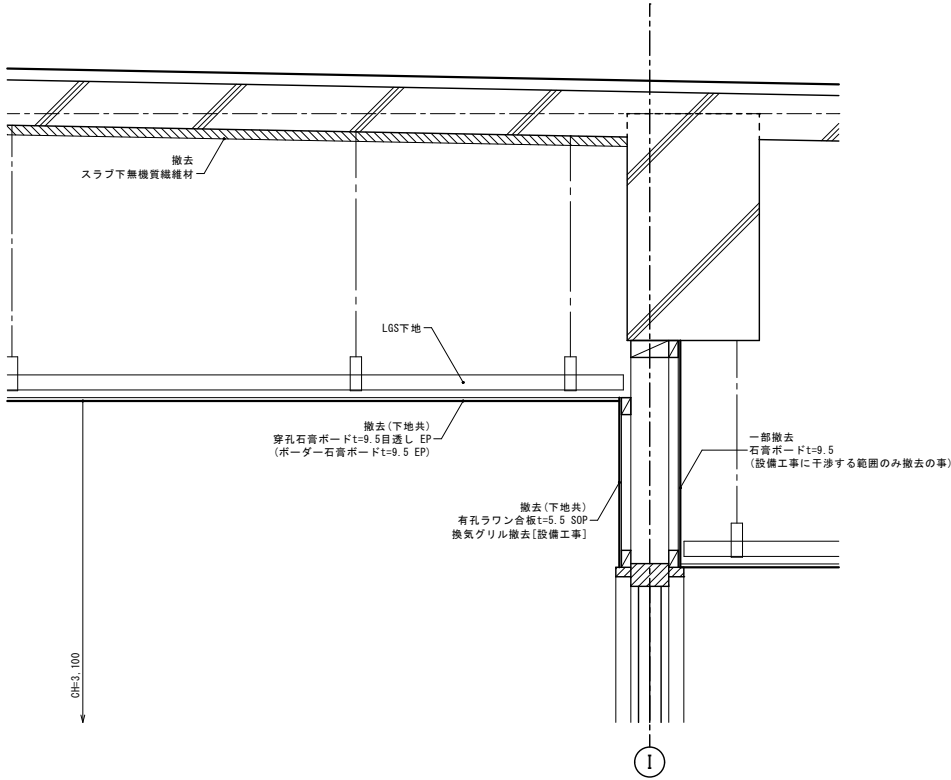
DATE

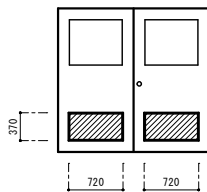
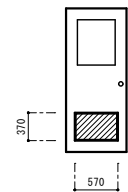
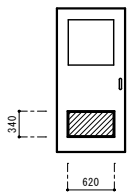
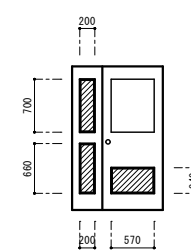
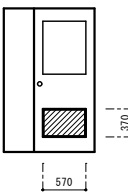
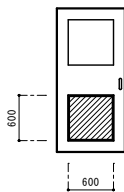
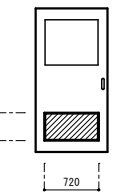
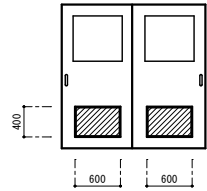
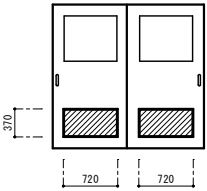
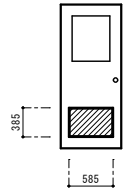
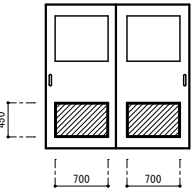
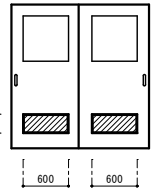
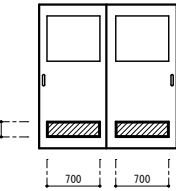
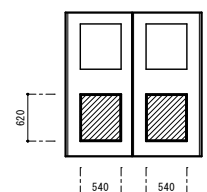
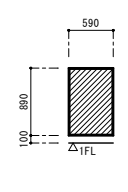
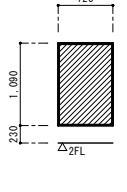
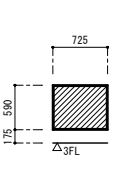
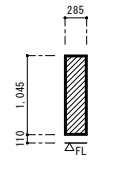
SCALE

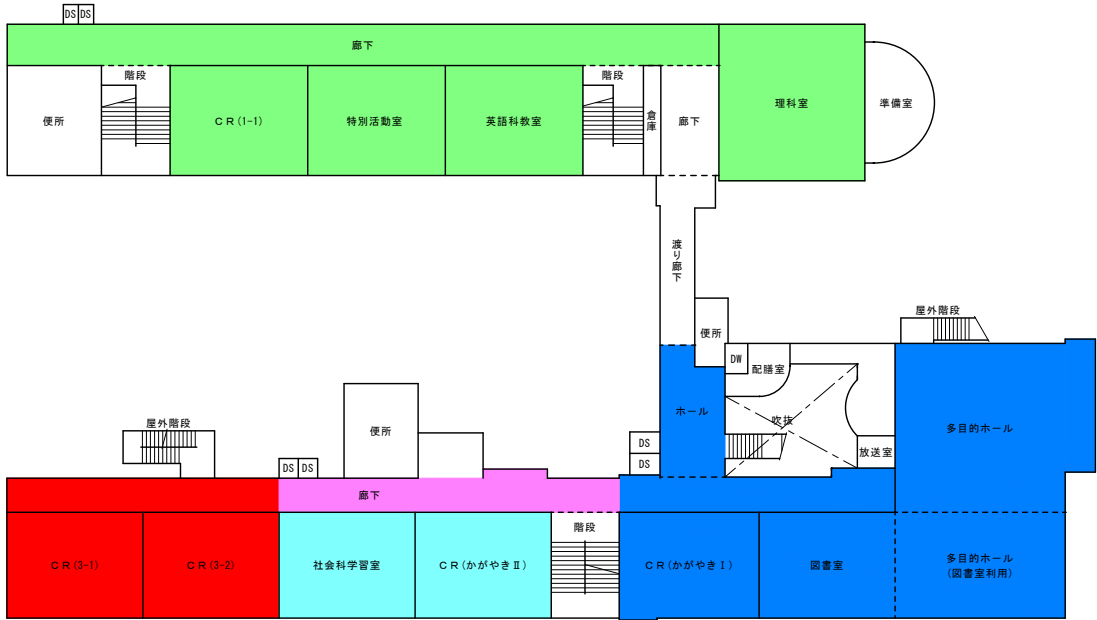
S=1:10

DRAWING NO.

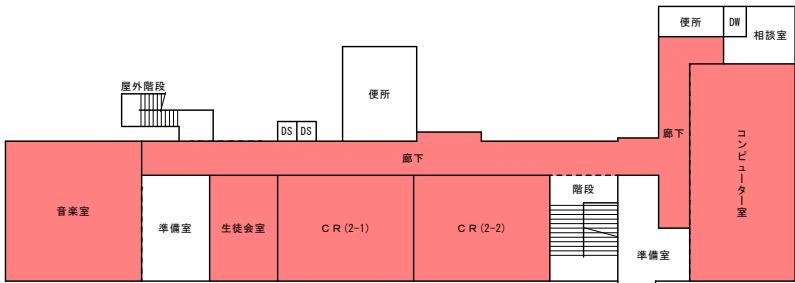
A-27



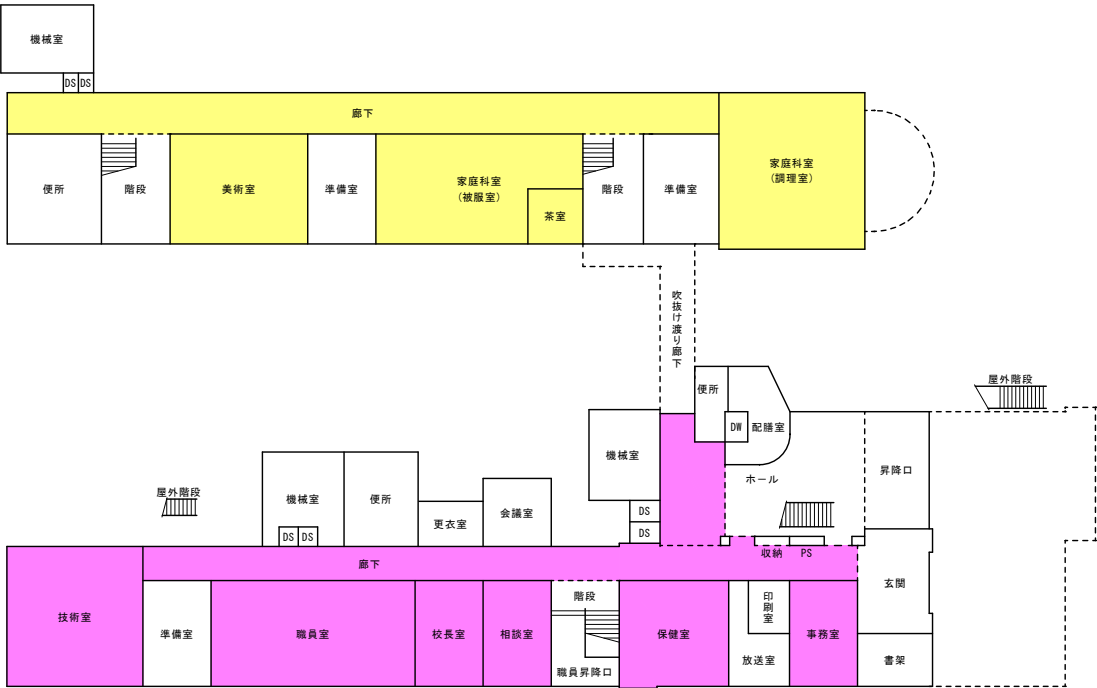
記 号	1WD	2WD	3WD	4WD	5WD	6WD	7WD	
姿 図								
種別・場所	木製両開きフラッシュドア	木製片開きフラッシュドア	木製引きフラッシュドア	木製親子開きフラッシュドア	木製親子開きフラッシュドア	木製引きフラッシュドア	木製片開きフラッシュドア	
箇所・個数	[管理棟のみ] (1+ 0+ 0=) 1ヶ所	[管理棟のみ] (2+ 0+ 0=) 2ヶ所	[管理棟のみ] (2+ 0+ 0=) 2ヶ所	[管理棟のみ] (1+ 0+ 0=) 1ヶ所	[管理棟のみ] (1+ 0+ 0=) 1ヶ所	[管理棟のみ] (4+ 4+ 0=) 8ヶ所	[管理棟のみ] (0+ 8+ 5=) 13ヶ所	
材料・見込								
硝 子								
金 物								
備 考	既存木製ガラリ撤去の上 両面化統合板貼t=4新設	既存木製ガラリ撤去の上 両面化統合板貼t=4新設	既存木製ガラリ撤去の上 両面化統合板貼t=4新設	既存木製ガラリ撤去の上 両面化統合板貼t=4新設	既存木製ガラリ撤去の上 両面化統合板貼t=4新設	既存木製ガラリ撤去の上 両面化統合板貼t=4新設	既存木製ガラリ撤去の上 両面化統合板貼t=4新設	
記 号	8WD	9WD	10WD	11WD	12WD	13WD		
姿 図								
種別・場所	木製引違いフラッシュドア	木製引違いフラッシュドア	木製片開きフラッシュドア	木製引違いフラッシュドア	木製引違いフラッシュドア	木製引違いフラッシュドア		
箇所・個数	[管理棟のみ] (0+ 1+ 2=) 3ヶ所	[管理棟のみ] (0+ 0+ 1=) 1ヶ所	[管理棟のみ] (0+ 0+ 1=) 1ヶ所	[教室棟のみ] (1+ 1=) 2ヶ所	[教室棟のみ] (4+ 0=) 4ヶ所	[教室棟のみ] (0+ 6=) 6ヶ所		
材料・見込								
硝 子								
金 物								
備 考	既存木製ガラリ撤去の上 両面化統合板貼t=4新設	既存木製ガラリ撤去の上 両面化統合板貼t=4新設	既存木製ガラリ撤去の上 両面化統合板貼t=4新設	既存木製ガラリ撤去の上 両面化統合板貼t=4新設	既存木製ガラリ撤去の上 両面化統合板貼t=4新設	既存木製ガラリ撤去の上 両面化統合板貼t=4新設		
記 号	1FWD		1SG	2SG	3SG	1AG		
姿 図								
種別・場所	移動式間仕切木製引違いフラッシュドア		スチール製リターンガラリ	スチール製リターンガラリ	スチール製リターンガラリ	アルミ製リターンガラリ		
箇所・個数	[管理棟のみ] (0+ 2+ 0=) 2ヶ所		[管理棟のみ] (1+ 0+ 0=) 1ヶ所	[管理棟のみ] (0+ 1+ 0=) 1ヶ所	[管理棟のみ] (0+ 0+ 1=) 1ヶ所	[教室棟のみ] (1+ 1=) 2ヶ所		
材料・見込								
硝 子								
金 物			金物一式	金物一式	金物一式	金物一式		
備 考	既存アルミ製ガラリの上 両面化統合板貼t=4新設		既存スチール製ガラリ撤去[設備工事] 石膏ボードt=21+21 EP-G新設[建築工事] ※ 別紙図面参照	既存スチール製ガラリ撤去[設備工事] 石膏ボードt=21+21 EP-G新設[建築工事] ※ 別紙図面参照	既存スチール製ガラリ撤去[設備工事] 石膏ボードt=21+21 EP-G新設[建築工事] ※ 別紙図面参照	既存アルミ製ガラリ撤去[設備工事] 石膏ボードt=21+21 EP-G新設[建築工事] ※ 別紙図面参照		
					OKANO ARCHITECTS OFFICE 一級建築士事務所 有限 岡野設計事務所 会社 横 経 真 治 福岡県行橋市北泉五丁目12番6号 TEL 0930-23-0412	DRAWN BY CHECKED BY 工事名称 今元中学校空調整備工事 工事場所 福岡県行橋市今井896番地の1 図面名称 建具リストー1	DATE SCALE S=1:50	DRAWING NO. A-29



2 階平面図



3 階平面図



1 階平面図

H30. 8 準備期間

H30. 9～H30. 10

H30. 11～H30. 12

H31. 1～H31. 2

H31. 3～H31. 4

H31. 5～H31. 6

H31. 7～H31. 8

(夏休み期間)

H31. 9～H31. 10

H31. 11 書類整理時期

共通事項

- ※ ローリング計画について、施設関係者及び監督員と協議して決定する事。
- ※ 工事期間が分かれる部分の廊下や、工事期間中も生徒が使用する工事対象外範囲との区画で既存間仕切等が無い部分(管理棟1階ホール・教室棟の階段室等)には、施設監理者及び学校側と協議のうえ、扉付の仮設間仕切(B種軽鉄下地石膏ボード貼)を設置する事。[建築工事]
- ※ 図中の教室名は整備前の教室名とし、整備後の教室名は施設関係者及び監督官と協議して決定する事。
- ※ 教室の机等の移動は、生徒及び職員で行うものとする。
- ※ 工事期間中、生徒・職員の安全に務め、廊下等の避難経路を確保する事。
- ※ 廊下等通路になる部分の工事は、学校の授業の無い日に工事する事。
- ※ 廊下等通路になる部分の天井及び壁等を撤去後は、危険防止処置をし安全を充分確保する事。
- ※ 1階職員室は、天井を部分改修とし、工事中も極力使用できる様に配慮する事。

ローリング計画図 S=1/250

OKANO ARCHITECTS OFFICE				DRAWN BY	工事名称	DATE	DRAWING NO.
一級建築士事務所					今元中学校空調整備工事		A-31
有限会社 岡野設計事務所				CHECKED BY	工事場所	SCALE	
福岡県行橋市北奥五丁目12番6号					福岡県行橋市今井896番地の1	S=1:250	
TEL 0930-23-0412					図面名称		
					ローリング計画図		